

令和6年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第2号)

令和6年6月4日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第42号 令和6年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第43号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第44号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第47号 財産の取得について
- 日程第16 議案第48号 財産の取得について
- 日程第17 議案第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第18 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君

11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長	安立文浩君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久爾君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	平野正久君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君	総務企画部 総務課防災専門官	兒玉靖君
市民生活部 生活・環境課長	高木英雄君	市民生活部 保健医療課長	三浦朝子君
健康福祉部 社会福祉課長	高橋智弘君	健康福祉部 健康課長	原田憲君
健康福祉部 子ども未来課長兼 子ども家庭センター長	毛利卓司君	教育委員会事務局 学校教育課長兼 総合教育センター所長	大坪光君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米 山 一 雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水 谷 理 恵
議会事務局 議会総務課主任	片 野 征 臣		

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員を指名します。

◎報告第5号 専決処分の承認を求めることについてから議案第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議についてまで

○議長（橋本武夫君） 日程第2、報告第5号から日程第17、議案第49号までの16議案を一括議題とします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第5号を採決いたします。

お諮りします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求め

ことについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第6号を採決いたします。

お諮りします。報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第7号を採決いたします。

お諮りします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第8号を採決いたします。

お諮りします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第9号を採決いたします。

お諮りします。報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第40号を採決いたします。

お諮りします。議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第42号から議案第44号までの3議案につき、順次質疑を行います。

初めに、議案第42号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第43号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第44号 海津市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第42号から議案第44号までの3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第44号までの3議案は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月14日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第45号 工事請負契約の締結についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第46号 工事請負契約の締結についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号 財産の取得についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第47号を採決いたします。

お諮りします。議案第47号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第48号 財産の取得についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第48号を採決いたします。

お諮りします。議案第48号 財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（橋本武夫君） 10番 松岡唯史議員。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 私は、本議案について反対をします。

理由は、今回の規約変更がマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき従来の健康保険証が廃止されることに伴うものであるからです。

マイナ保険証は、医療機関の窓口で保険資格を確認できなかつたり、医療費の負担割合が間違っていたりするなどトラブルが絶えません。医療現場ではトラブル続きで解消の見通しは立たず、面倒な事務手続だけが増えているとのことであります。

また、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、健康保険証を廃止することは、マイナンバーカード取得の事実上の義務化とも言えます。

確かにマイナンバーカードを持っていない方、そしてマイナンバーを保険証に利用する申込みをされていない方には資格確認書が発行されますけれども、健康保険証を存続すれば、そうした対応も不要であります。

厚労省によりますと、今年4月のマイナ保険証利用率は6.56%と、依然普及が進んでいない状況でありまして、国民の理解を得られているとは到底言えません。

以上のことから、保険証廃止に伴う本議案の規約変更について反対をします。

○議長（橋本武夫君） 賛成討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（橋本武夫君） 8番 伊藤久恵議員。

[8番 伊藤久恵君 登壇]

○8番（伊藤久恵君） 私も議案第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について反対いたします。

理由は、政府は現行の健康保険証を今年の12月2日に廃止し、マイナンバーカードの保険証利用登録したマイナ保険証での受診が基本となります。

国民皆保険制度の我が国においては、これはマイナンバーカードの事実上の義務化にほかなりません。国民の自由意思が尊重されない制度改正に正当性があるのでしょうか。

マイナンバー法では、カードの取得義務は定めておらず、義務化には法改正が求められず。法改正を伴わずに事実上の義務化を強行する場合、憲法第41条が定める「国会は、国権

の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」という条文に抵触するおそれがございます。

マイナンバーカードが義務化されれば、マイナンバーを通じて国民の医療情報などを政府が集約できるようになります。現行法では、法令により特定個人情報の提供は制限されていますが、政令で公益上の必要があると定めれば、こうした制度は排除をされます。つまり、政府の判断一つでマイナンバー制度を国民管理、国民監視に転用できる余地は十分にありません。

こうした状況下でマイナンバーの利用を促進し、マイナ保険証に切り替えるということは、それだけ国民管理や国民監視が可能なシステムが整備されていくことを意味します。このことが国民に不安を与えています。

現状、医療現場ではトラブルが発生し、また事務手続などで負担を増大させています。政府はその政策により、医療現場に負担を与え、国民の自由を奪い、監視・管理を強化しています。これは大きな政府にほかならず、幸福実現党が本来政治が目指すべきと考える自由の創設とかけ離れています。政府は利便性ばかりを強調しますが、国民が自由意思を奪われる上での利便性なるものに正当性は感じられません。医療現場に負担を与えることは、利便性どころか真反対の結果を生じさせています。

国民の監視・管理が強化されることになっては、それを利便性の向上とうたうのはあまりにも欺瞞に満ちているものとなるでしょう。この政府の政策の代償はあまりにも大きいと言えます。

よって、これ以上住民の暮らしの安心・安全を脅かさないよう、マイナンバー制度の利用拡大の中止を求めます。

このような理由から、保険証廃止に伴う本議案の規約変更に反対いたします。以上です。

○議長（橋本武夫君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立12名、起立多数です。よって、議案第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議については、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、ここで10時まで休憩いたします。

(午前9時22分)

○議長（橋本武夫君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時59分)

◎一般質問

○議長（橋本武夫君） 日程第18、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（橋本武夫君） 初めに、7番 二ノ宮一貴議員の質問を許可します。

二ノ宮一貴議員。

[7番 二ノ宮一貴君 質問席へ]

○7番（二ノ宮一貴君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は2点。

1点目、入院時の食事代の助成について、質問相手は市長です。

2点目、子どもと高齢者の見守りについて、質問相手は、市長と教育長です。

では、1つ目の質問から入ります。

入院時の食事代の助成について。

本市では、子育て世代に選ばれるまちづくりを目標に掲げる中で、子育て世代の医療費の負担軽減及び子どもの健康の保持増進のため、市内在住のゼロ歳から高校生世代（18歳到達後初めて迎える3月31日）までのお子さんを対象に、医療機関等を受診した際に支払う保険診療に要した医療費の自己負担相当額とその他療養費に係る自己負担額を助成しています。

ただし、入院中の食事代や健康診断料、予防接種料等の保険診療適用外のものは助成対象となっていません。

入院中の食事代は、健康保険から支給される入院時食事療養費と入院患者が支払う標準負担額で賄われています。入院時食事療養費の額は、厚生労働大臣が定める基準に従って算出

した額から標準負担額を控除した額となっています。

入院時食事療養費は療養費となっていますが、保険者が被保険者に代わって医療機関にその費用を直接支払うこととなっており、患者が支払うのは標準負担額だけになります。

標準負担額は、平均的な家計の食費を勘案し厚生労働大臣が定めることとなっており、一般の方においては1食当たりの負担額は460円となっていました。食材費等の高騰等を踏まえ、令和6年6月1日以降は490円に引き上げられました。

また、標準負担額など食事療養費に要した自己負担額については、高額療養費の対象から除外されています。

誰もが健康で暮らせることを望んでいますが、病気やけが等で医療機関を受診したり、場合によっては入院することもあります。入院となれば家族が付き添われる場合がほとんどかと思えますし、特に乳幼児や障がいをお持ちのお子さんの場合はそうしたケースが多いのではないのでしょうか。当然入院費用がかかりますし、付添いのために仕事を休めば収入も減少しますので、入院期間が長くなれば家計への影響も大きくなってしまいます。

本市において、より安心して子育てができる環境を整えていくために、入院時の費用面での負担軽減を検討していくべきだと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、本市のゼロ歳から高校生世代までのお子さんにおいて、入院をされる方は年間どの程度見えますか。また、入院中の食事代について、自己負担額ゼロ（入院時食事療養標準負担額を全額助成）とするための予算はどの程度必要になりますか。

2つ目、安心して子育てできる環境の整備、子育て支援策として、本市でも入院中の食事代について、入院時食事療養標準負担額の全額助成を検討してはどうでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員の質問に対する市民生活部長の答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 二ノ宮一貴議員の入院時の食事代の助成についての御質問にお答えいたします。

まず、本市におけるゼロ歳から高校生世代までの年間入院者数は年平均約200人となっております。

これにこの年代の平均的な入院日数である10日程度を乗じて試算しますと、入院時食事療養費標準負担額を全額助成とする場合に必要となる予算額は約300万円と見込んでおります。

次に、本市では海津市第2次総合計画後期基本計画に基づき、子育てに係る経済的負担の軽減に向けた様々な事業を実施しております。

令和4年度から実施するゼロ歳から高校生世代までの医療費無償化につきましては、令和

4年度は延べ5万3,069件で1億804万6,000円、令和5年度は延べ6万1,001件で1億2,366万7,000円を市が負担しており、子育て世代の負担軽減に大きくつながっていると考えております。

また、令和5年度に新設しました新生児1人当たり10万円を給付する「かいづっこハピハピ給付金」につきましては、令和5年度に88件で880万円を負担しており、さらに令和6年度から給付額を1人当たり20万円に増額したところであります。

そのほかにも、おたふく風邪及びインフルエンザに係る子どもの予防接種費用の助成、市内認定こども園の一時預かり事業を利用できる無料利用券「子育てエンJOYクーポン」の交付、高校生などの通学定期券購入費の一部助成など様々な取組を行っております。

これらの子育てに係る経済的負担の軽減については、子育て世代に選ばれるまちづくりを政策目標の第一に掲げる本市として、さらなる充実が必要であると考えております。

議員御提案の入院時の食事代の助成につきましては、子育て世代に選ばれるまちづくりの実現を目指し、今後、子育て世代が真に必要なとする負担軽減対策を検討していく中で、その実施の可否を判断してまいります。

以上、二ノ宮議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

私、前回初めて一般質問のトップバッターだったんですけど、大変気持ちよかったです。また今回も一番でやらせていただいておりますけれども、いい流れをつくりたいなと思っています。

再質問といいますか、この子育て世代の経済的負担軽減策の一つとして、今回入院時の食事療養標準負担額の全額助成ということをやテーマにさせていただきます。

なかなか入院といいますと、想定される入院もありますけれども、何か病気であったり、けがであったり、そうしたトラブルといいますか、予定していない場合も数多くあると思います。

そういったときに、何かあったときに負担が減るといようなところがやっぱり安心できるのではないかなと思いましたが取り上げさせていただきます。

答弁いただきましたが、幾つかまたちょっとお聞きしたいことがありましたのでお聞きしたいんですが、まず入院者数なんですが、年平均200人というふうに答弁いただきました。

なかなかこの想定というか、難しいかと思っておりますけれども、今後、この年約200人という人数ですけれども、どのように推移していくかというような想定がありましたら教えてください。

さい。

○議長（橋本武夫君） 三浦朝子保健医療課長。

○市民生活部保健医療課長（三浦朝子君） お答えいたします。

今後の入院者数の推移ですが、対象年齢の人口数の変化や季節性の疾病の流行等の影響によっても変動があることなどを考慮し試算いたしますと、当面は先ほどの答弁とありましたように、年平均と同等の約200人程度を見込んでおります。以上になります。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

200人程度、なかなか先ほどおっしゃったように難しいところだと思いますけれども、やはり予算を見込む上では、人数の想定というのは大事なかなと思っておりますが、またその予算に大きく関わってくるのが、今ゼロ歳から高校生世代までの医療費の無償化について取り組んでいるときの予算だと思います。先ほど答弁のほうでありました、まだ18歳までに延長したのが令和4年度からですので、2年間の推移しかありませんけれども、令和4年度は約5万3,000件で1億1,000万ぐらいですね。令和5年度は延べ6万1,000件ぐらいで1億2,300万ぐらいということでお聞きしています。

補正予算とかも組まれていまして、やはり急に病院受診が必要になった方とか見えますので、またなかなかこの辺の予算の確保というのは難しいかと思っておりますけれども、今、子どもたちはこれから少子化によって減少していきますけれども、またそれとは別に高額医療等々もありますので、今後、この医療費無償化に関する予算額はどういうふうに必要なっていくのか、もし試算があれば教えてください。

○議長（橋本武夫君） 三浦朝子保健医療課長。

○市民生活部保健医療課長（三浦朝子君） お答えいたします。

ゼロ歳から高校生世代の子どもの人数は減少しておりますが、高校生世代までの医療費無償化が始まりました令和4年度より医療費の試算をいたしますと、疾病の状況や医療の高度化など様々な要因があり、それらを考慮いたしますと、予算につきましては前年度と同等額程度になると考えております。以上になります。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

なかなか難しいかと思っております。同等額程度ということで、人数が減ると単純に医療費も減るのかなというようにも思われるわけですが、いろいろな状況によって同じような額が必要だということだと思います。

子育てに係る負担軽減ですね。今答弁でもありました。答弁のほうでは、子育てに係る経済的負担の軽減については、子育て世代に選ばれるまちづくりを政策の目標の第一に掲げているため、さらなる充実が必要であるということと、入院時の食事代の助成については、今後子育て世代が真に必要なとする負担軽減対策を検討していく中で、その実施の可否を判断していくというような答弁をいただいたとっております。

ちなみに、令和6年4月1日現在ですけれども、岐阜県において入院時食事療養費標準負担額の助成を行っているのは白川町のみです。ただ、他県を見てみますと、例えば静岡県は静岡県内の自治体の中の8割以上がこの助成を行っています。

このように県によって大きな違いがありますけれども、他市町の状況というよりは、先ほど答弁にありましたとおり、本市において真に必要な対策は何かというところを大切に、本市の子育て世代の声をぜひ聞いて、実施の可否を判断していただきたいとっておりますけれども、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

当市におきましては、先ほどの答弁で述べましたとおり、子育て世代に係る経済的負担の軽減に向けた事業の一つとしまして、令和4年度より高校生世代までの医療費無償化事業を実施しておりますところでございます。また、子育て世代の医療費助成について、経済的負担の軽減が図られているものというふうにご考えております。

議員仰せの子ども入院時の食事代の助成を実施しております市町が県内外にあるということは承知しており、新たな子育て世代の経済的負担軽減となる支援の一つと認識しているところではございます。

議員の御提案を含め、子育て世代に選ばれるまちづくりの実現に向け、さらなる充実は必要であるというふうにご考えておりますが、先ほどの答弁で述べましたとおり、今後子育て世代が真に必要なとする負担軽減対策を検討していく中で、その実施の可否を判断してまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

やっぱり大切なのは当事者の意見だと思います。

今回、この質問をさせていただききっかけになったのは、実際に市内のお母様からお子さんが入院されたこと。しかも月単位で入院されたことによって、当然今言った食事代がかかってきた。たまたまそのときに御一緒の方が静岡県の方で、静岡はその食事代が助成されているもので大変ありがたいと。こういったときに、そういったものの本当にありがたいのが

よく分かるというようなことをお聞きされたので、ぜひ海津市でもこういったことがあると子育てしやすいのになどというような意見をお聞きしました。

そういったことで、やはり他市町の状況も大切だとは思いますが、海津市が安心して子育てできるまちに近づくには、そういった声に耳を傾けるのも非常に大切だと思います。

入院というのはやはり通常時ではないですので、食事に関しては私も家庭で賄うのが当然だと思っていますけれども、やはりそういうときに、何かいつもと違うときに安心できるような政策は重要かなと思います。

部長答弁ですので、市長とちょっとお話しできないのが非常に残念ですが、もしあれでしたら、市長、ちょっと一言でもよろしいので、思いをお聞かせいただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 私も子育て世代に選ばれるまちづくりを目指して、子どもと、そして子育て世代に対する支援につきましては、どれだけでも予算の限りがあれば拡充してまいりたいと思っています。

しかしながら、予算の限りもある、そして事務的な負担というのも当然発生をする。その中でしっかりと優先順位をつけて、今後の子育て世代に対する支援を考えてまいりたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） 市長、ありがとうございます。

ぜひ優先順位を上の方に上げていただくようによろしく願いいたします。

では、こちらの質問はこれで終わらせていただきます。

では、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目、子どもと高齢者の見守りについて。

少子高齢社会かつ人口減少も進む現在において、子どもたちや認知症のため行方不明となるおそれのある高齢者をどう見守っていくのかは喫緊の課題だと認識しています。

見守るツールとしては防犯カメラもその一つであり、本市においても令和4年度から区や自治会を対象に新たに設置する防犯カメラの初期費用について、費用の一部を補助しています。ただ、防犯カメラの設置においては、設置する場所の選定や個人のプライバシーの問題や個人情報の取扱い等、課題があるのも確かです。

こうした課題がある中ですが、兵庫県加古川市で実施されている民間事業者と連携した見守りカメラと見守りサービスの取組について紹介させていただきたいと思っています。

この取組は、小学校の通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを設置し、見守りカメラにビーコンタグ（BLEタグ）検知器を内蔵することで、子どもや認知症のため行方不明となるおそれのある方の位置情報履歴を保護者や御家族にお知らせするもので、見守りサービスの普及にも取り組んでいます。

現在、加古川市内に設置されているビーコンタグ検知器は、見守りカメラ約1,500台、移動型として、市公用車・郵便車両約400台、施設型として公民館等に65台を設置しています。

さらに、令和4年度には犯罪・交通事故の未然防止の仕組みを強化するため、AIを搭載した高度化見守りカメラ150台を設置しています。

また、同市が運用している「かこがわアプリ」でも検知ができ、アプリのダウンロード数は約2万台、タグを検知できるようID登録されている台数は約4,500台と、市内をきめ細かく検知できるよう工夫されています。

このことから、ビーコンタグ検知器は高頻度でビーコンタグを検知し、位置情報を活用した国内でも類を見ない高精度な見守りが機能しており、民間事業者と連携するメリットを生かした取組だと言えます。

当然課題もあるわけですが、私は特にビーコンタグを活用した見守りサービスについて、本市でも検討していただけないかと考えています。

見守る対象は子どもや高齢者ですが、見守っていくのは御家族や市の職員、関係機関だけではなく、市全体の見守りサービスとして、市民全員が見守り役となってもらえることが一番よいと思います。

昨今、時代の流れもあり、人と人との関わり方が変わってきましたが、子どもや高齢者を御家族だけで見守るのはとても大変なことです。この見守りサービスは、スマートフォンアプリをダウンロードし登録することで、誰でも見守り役になるのが特徴です。

本市が安心して子育てできるまち、年齢を重ねても暮らし慣れた地域で暮らし続けるまちになるよう、皆さんで取り組んでいくことが大切であり、そんなまちになればうれしく思います。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、現在、市内に設置されている防犯カメラは何台ありますか。また、その運用方法はどのようになっていますか。

2つ目、登下校時の子どもの見守りについて、また認知症のため行方不明となるおそれのある高齢者の見守りについて、現在それぞれどのような取組が行われていますか。

3つ目、今後、本市の人口は減少していきませんが、その反面、高齢化率が上昇し、見守りが必要となる高齢者は増加していきます。子どもたちを見守っていただける方も徐々に減り、見守りが必要となる高齢者に対して、市職員をはじめとする限られた人員だけで対応してい

くのが困難になっていきます。

こうした状況の中で、さきに紹介した兵庫県加古川市のように民間事業者との連携や市民の協力も得ることにより、子どもたちや高齢者の見守りを市全体の取組として取り組んでいくことが必要だと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 市民生活部長の答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 二ノ宮一貴議員の子どもと高齢者の見守りについての御質問にお答えいたします。

1点目の防犯カメラの台数につきまして、現在、本市では34の公共施設に計144台の防犯カメラを設置しております。このほか、令和4年度から地域における防犯カメラの設置に対する助成を行っており、この助成制度を活用し、5つの自治会で計15台の防犯カメラが設置されております。

防犯カメラは、盗難や器物破損、暴行などの犯罪の抑止力となるとともに、万が一事件や事故が発生した場合には重要な証拠を得ることができます。設置したカメラの周辺で事件や事故が発生した場合には、警察からの要請に基づいて画像情報を提供しており、早期解決に役立てられております。

2点目の登下校時の子どもや認知症高齢者の見守りにつきまして、まず本市における子どもの見守りについては、市の交通安全指導員が交通安全に関する啓発活動に併せて見守りを行うとともに、交通安全協会、防犯協会、地区社会福祉協議会、自治会、更生保護女性会、PTA、また地域住民や保護者などの多くの皆様の御理解と御協力をいただき、交通量の多い交差点などで登下校時の子どもたちの見守り活動が行われております。

こうした地域ぐるみの見守り活動は大変重要であることから、さらに多くの方に御協力いただけるよう、長年見守り活動に御尽力いただいた方々に感謝状の贈呈を行うなど、地域における見守り活動の機運醸成に取り組んでいるところであります。

次に、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者の見守りについては、徘徊が懸念される高齢者などの情報を事前に市に登録していただき、警察や社会福祉協議会と情報共有することで行方不明時の早期発見・早期保護につなげる「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」を行っております。

現在、56名の事前登録がありますが、市内の高齢者に占める認知症高齢者の割合から見ると、まだまだ少ない登録者数と認識しており、引き続き市報やケアマネジャーを通じて多くの方に登録していただけるよう呼びかけてまいります。

これに加え、高齢者の生活に関わりのある事業者と連携した見守り体制の構築を図ってお

ります。御協力いただいている新聞販売店、郵便局、ガス事業者、生活協同組合、銀行などの事業者の数はこの1年間で15事業者増え、現在は177の事業者と協定を締結しております。

今後も、さらに多くの事業者からこの事業への御協力を得られるよう働きかけてまいります。

3点目の今後の見守り体制につきまして、議員から御紹介のありました兵庫県加古川市における防犯カメラを活用した見守りの取組については、単位人口当たりの刑法犯認知件数が兵庫県内でワースト状態が続いたこと、さらには認知症の高齢者が行方不明となる事案が近隣自治体に比べて多く発生したことなどの背景から実施に至ったものと承知しております。また、加古川市の1平方キロメートル当たりの人口密度は約1,800人で、本市の約6倍あり、費用対効果が高い点も実施に至った理由の一つと史料しております。

なお、この取組には、防犯カメラなどの設置費用として約4億9,000万円、その後の更新費用として7億2,000万円、そのほか毎年の管理費として年間4,300万円もの費用がかけられております。

本市としましては、この加古川市の取組を参考としつつも、本市の実情に合った取組を検討していく必要があると考えております。

引き続き見守り活動の啓発や市内事業者に対して協力の呼びかけを行い、地域の見守りの目を増やしていくとともに、日々進歩するICT技術を活用した見守り活動についても、他の自治体の事例等を調査・研究し、本市に適した方法を検討してまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

今回、加古川市の実際に行っている取組を紹介させていただく中で、同じものとはということではありませんけれども、非常に面白いといいますか、行政だけではなく民間との連携、また住民とも協力したい取組かなと思いましたので、紹介させていただきました。

少しお聞きしたいところがありますので、またちょっと順番にお聞きしたいんですが、まず防犯カメラの数について、先ほど答弁いただきました。公共施設や、それから自治会に現在防犯カメラの設置を進めていただいておりますという答弁でしたけれども、今後も防犯カメラは必要かなと思いますけれども、今後の予定といいますか、どのような方向性で進めていくのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

市が所有しております施設につきましては、今後、新たに建設をする施設に対しまして、必要性を考えた上で設置を検討していきたいと考えております。

また、区や自治会が設置する防犯カメラにつきましても、設置数を増やすことで犯罪の抑止など市民の不安を少しでも和らげることに繋がりますので、引き続き積極的にPRのほうを行いまして、設置数を増やしていきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

そうした防犯カメラの設置はまだいろいろ課題もありますけれども、大変有効かと思いますので、今おっしゃったとおりに進めていただければと思います。

また、防犯カメラの効果としては、今も答弁もありましたが、犯罪の抑止力、それから万が一事件や事故が発生した場合には、警察からの要請に基づいて画像の情報を提供したり、早期の解決に役立っているというような答弁がありました。

今まで運用してきた中で、こういった事件や事故等の早期解決に結びついた事例がありましたら教えてください。

○議長（橋本武夫君） 高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

警察からの要請に基づきまして捜査のための画像提供による事件や事故の早期解決につながった一例としまして、行方不明者の捜索過程におきまして、防犯カメラの画像により行方の手がかりとなった事例、また自転車盗などの街頭犯罪の捜査として犯人の特定に至った事例などを伺っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

設置するだけではなく、そういった実際の効果も検証しながら、またそれも啓発できるかなと思いますので、PRしていただきたいなと思っておりますが、こうして実際にそういった事例があるというのも非常にうれしく思いますし、うれしいというか、犯罪がなければもっといいんですけれども、有効活用されているというのはいいことじゃないのかなと思いました。

それから、先ほど現在の見守りの取組について答弁いただきました。

高齢者の認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者の取組については、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業であったりとか、住民と企業と連携した見守り体制の構築などを紹介していただきました。登録者数がまだまだ少ないということで、今後そういったことに

取り組んでいくということでおっしゃっていただきましたが、もう一つ、子どもの登下校の見守りについて、教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいんですが、関係各所や、もちろん保護者や住民の協力が一番だとは思っています。

その中で、核家族化や少子高齢社会においては、そういった見守る方も減っていく、それから見守る方の高齢化、それから登下校時、分団登校している子が多いですけれども、分団登校から特に帰りですけれども、だんだん1人ずつ家に帰っていく中で、最後で1人になる場面というのも懸念があると思います。そういった見守り活動について、今の課題、それから懸念事項、今後はどのように考えていくのかというところを教えてくださいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

見守り活動におきます課題は2つあると考えております。

1つ目は、まず人材の確保です。

議員仰せのとおり、見守っていく方々の高齢化などによりまして、見守り活動をしていた方々が減少していくことが予測されます。今後は一人ひとりができる範囲で、子どもたちや地域に目を向けて、見守り活動をしていただける方を一人でも多く確保することが重要であると考えております。今後も引き続き関係部署と連携しながら図ってまいりたいと思います。

2つ目は、子どもの危機対応力の向上です。

言い換えれば、児童・生徒が自分で身の安全を守る力を育むことであると考えております。

各学校では、地震、火災、不審者対応など、校内で起こる幾つかのケースを想定して、命を守る訓練を実施しているところでございます。今後は、集団生活をしている場面での訓練に加えまして、登下校時や自分一人で行動している場面での訓練も充実させることで、自分の身に危険が迫った場合に適切に対応する能力を一層高める必要があると考えております。

以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

本当に今でも見守り活動に携わっていただける方は本当にありがたいなと思っております。

私も時間があるときは交差点に立って、中学校とかの登下校の見守りもしていますけれども、本当に親さんの中では毎日当番でもないのに付き添って歩いている、来ていただいている親さんも見えますし、地域の方も高齢とはいえ、本当に学校の近くまで付き添って歩いていただけるというのは、ただ歩くだけでも本当に大変だなと思います。

そういった方々の協力なくしてはこれからも行っていけませんけれども、やはりマンパワーには限界がありますので、その辺り課題かと思えます。今、答弁いただいたように、しっかりと進めていただきたい。

それから、危機対応能力、これはやっぱり子どもたちが生きていく上では大切なことだと思います。これはやっぱり教育現場でしかできないことだと思いますので、ぜひ進めていただきたい。子どもたちには自分の身は自分で守るという基本を自覚してといえますか、なかなか難しいですけれども、教えていただければと思えますのでよろしく願いいたします。

最後にですけれども、最後にというかあれですけれども、今回、加古川市の防犯カメラの取組を紹介させていただきましたが、実際、加古川市でも取り組んでから犯罪の認知件数が減ったり、そういったしっかりとした効果があります。

加古川市は海津市と違って人口密度も約6倍ということですが、逆に人がたくさん一ところに集まっているという考え方もできます。海津市は広いですので、やはり先ほど御指摘させていただいたとおり、1人になるときが多いかと思えますし、見守るにはなかなか難しい状況ですが、そういった中でやはりICT技術を活用したものをこれから考えていっていただけるということでした。

答弁では、これから他の自治体の事例も調査・研究していくということでしたけれども、やはり大切なのは、そういう研究していく、検討していく段階から、市のほうも担当課が連携して、全体で部署横断的な組織として取り組んでいくことが非常に大切かと思えます。

その辺り、検討段階から必要かと思えますが、どのようにお考えになってみえますでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

安心して安全に暮らしていただけるまちづくりを進めていくためには、認知症などの高齢者や子どもに限らず、地域の支援を必要とする全ての方を対象に、地域ぐるみで支え合える体制づくりが基本になると考えております。

議員仰せのとおり、少子高齢社会かつ人口減少が進む中において、今後の見守り体制をどのようにしていくかは、本市としても課題とするところであります。

このため、関係各課においてそれぞれの現状と課題のほうを洗い出しまして、各課が連携しながらICT技術の活用を含めた見守り支援の取組を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

各課が連携しながら進めていくというお答えをいただきましたので、今日の段階ではそれで十分、十分といたしますか、よかったかなと思っています。

やはり子どももそうです、高齢者もそうです。やっぱり安心して暮らせる部分、非常に大事だと思います。

海津市はいろんな取組をしていますけれども、これから必要なのは、やはり安心して暮らせることがどういうことかということと、必要に応じたサービス給付、これがやっぱり各自治体の差がこれから出ていく政策なのかなと思っています。

1つ目の質問もそういったことではやはり困っている部分、どういうことか、そこをやっぱり見てくれるまちという印象を持っていただくのは、非常に当事者にとってはよく分かってくれるありがたいまちだというふうに思っていただけだと思います。ぜひぜひそういったことを考えながら、一緒にまたこの海津市をいいまちにできたらいいのかなと思っていますので、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っています。本日はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで二ノ宮一貴議員の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、10番 松岡唯史議員の質問を許可します。

松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

1. こども誰でも通園制度について、質問相手は市長であります。

親の就労に関わらず、全ての子どもの育ちを応援するという看板を掲げて、国は令和8年度からこども誰でも通園制度の本格実施を目指しております。

同制度は、保護者の就労に関係なく、6か月から2歳までの乳幼児を直接契約で、アプリで直接事業所とやり取りなどをして一時的に預けることができる制度であると理解しております。

同制度は、子育て支援拡充策として提案をされ、今年度は試行的事業として各地に広がっていますが、保育現場や子を持つ親から、制度の不備であったり拙速な進め方に不満が出ているとのことであります。

そこで、過去の一般質問の中で少し触れられておりますが、改めて次の点についてお尋ねをいたします。

1. 同制度について、現行の一時預かりとの違いも踏まえて御説明願います。

2. 本市における同制度の実施スケジュールについて御答弁ください。

3. 本市が同制度を実施するに当たって課題があれば御答弁ください。

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員の質問に対する健康福祉部長の答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 松岡唯史議員のこども誰でも通園制度についての御質問にお答えをします。

この制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労時間を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されるものでございます。

これに対し、現行の一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において預かることが望ましいと思われる乳幼児などを一時的に預かり必要な保護を行うものであり、各自治体によって運用は異なっております。

本市で実施する一時預かり事業は、保護者の育児疲れや私的な理由においても利用可能とするなど、国が示す利用要件を緩和し、子育て家庭に寄り添ったものとなっております。

さらに、令和5年度からは生後1か月半から満3歳までの未就園児を対象に、1枚で4時間まで預かることができる無料クーポンを15枚交付する子育てエンJOYクーポン事業を実施しております。

本市では、この2つの事業により既にこども誰でも通園制度に類似する未就園児の受入れを行っており、その中で保育現場における課題についての整理が進んでおります。

そうしたことから、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、利用者の増加に伴う業務負担の増加により、保育士が不足すること、在園児との関係性への配慮が新たに必要になること、また現行の一時預かり事業との差別化を図る必要があることなどが課題になると考えております。

今年度と来年度には、一部の自治体において試行的事業が実施されるところであり、本市の課題と併せて試行的事業で新たに浮き彫りになる課題について、一つ一つを丁寧に検証し、対応策を検討する必要があると考えております。

今後は、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた国の検討状況を注視しながら、市保育協会と協議を重ね、令和7年度の試行的事業の実施を含め、本市の対応を考えてまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

早速ですが、再質問をさせていただきます。

まず先ほどの御答弁において、一時預かりとこども誰でも通園制度の違いを御説明いただきました。

ただ、もう少し詳しく制度の概要、要件とか対象者と併せて手続も含めて、市内の一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いを、先ほどの御答弁と重複する部分ももしかしたらあるかもしれませんけれども、もう一度御説明いただけませんか。

○議長（橋本武夫君） 毛利卓司こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（毛利卓司君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

国は、こども誰でも通園制度の試行的事業の実施に伴いまして指針を示しております。

その中で、対象を生後6か月から3歳未満の未就園児としております。利用に当たりましては、同制度の利用申請を市町村に出していただきまして、決定通知を受けた後、児童の保護者が希望する園に申込みをするという流れになっております。

園の利用申込みにつきましては、現在、国において利用者が簡単に保育所等の検索や予約等ができるようにシステム基盤を整備しているところでございます。スマートフォン等での申込みが可能になるということが見込まれ、利便性の向上が図られるものと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

もう一つお尋ねをしたいのは、実施するに当たっての課題についてであります。

先ほどの御答弁では、利用者の増加に伴って保育士の業務負担が増えて保育士が不足するということが課題として想定されているということであったかと思えます。

現状でも保育士の人手不足ですとか、現場での業務負担の大きさというのが懸念されるところであります。受け入れる側である施設の体制をどのように整えていくのかということが一つ求められているかと思えます。その辺り、どのように対応、対策を取っていかれるのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 毛利卓司こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（毛利卓司君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度の実施に当たりまして、園の受入れ方法としましては、在園児と合

同で預かる方法や、在園児とは別の専用スペースで預かる方法、また不定期的な利用や自由な利用など、そういった受け入れる方法によって配置する保育士等の人数が変わってまいります。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今後、市の保育協会との協議を行い、課題等を整理しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

今の事業とプラスして、加えて今度、こども誰でも通園制度というのができるわけですので、私が推測するには、今までも業務負担が大きい、保育士も不足しておるという中でさらに加わるわけですので、やっぱり保育士の不足なんか懸念される所かなあと思うんです。

今お答えできるかどうかは分かりませんが、保育士の不足に対応して保育士の処遇改善を図ったりだとか、現状の保育現場の職場の業務改善なんかを図っていく必要があるのかなあというふうに思っておるんです。

その辺り、市のほうで独自で処遇改善を図るとか、職場改善を図っていくと、そういったようなことを今のところ考えてみえるのでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 今後の現場の保育士の処遇改善等についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

当然、そういったことも念頭に置いていろいろ協議をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

ただ、先ほども答弁申し上げましたとおり、まだ今年度、来年度、いろんな自治体で実施をされるというふうに聞いておりますし、令和7年度実施ができれば本市のほうもやっていきたいというような答弁をさせていただきましたけれども、その中でまだいろいろなことが課題が見えてくると思いますので、そういったところも含めて、今後、市の保育協会と共に検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

今の御答弁でも、本市における実施スケジュールについて、最初の答弁でも述べていただきましたけど、できるならやっていきたいということではあるかと思うんですけれども、現状としてはまだ決まっていないということで私は理解をいたしました。

そもそも子ども誰でも通園制度といいますのは、子どもを中心に考えるものと聞いております。確かに子どもも保護者も、保育の専門家ですとか家族以外の人と交流をしながら子育てができる環境を整備していくということは重要だと思っております。

ただ、私としては、全ての子どもの育ちを応援するためには、保育士の配置基準を抜本的に改善することですとか、そのための保育士のさらなる処遇改善、保育士の確保のための努力をしないといけないと考えております。

さらには、専用の保育室を確保した上で、親の就労に関わらず、公が責任を持つ施設に入れる体制をつくっていくべきではないかというふうに思っております。

また、この制度は、居住地以外の都道府県をまたいだ自由利用というのも想定されておまして、自由利用となるならば、毎回異なる施設で一時的な利用が可能となるわけでありまして、特定の大人との安定した関わりが必要な時期の子どもにとって深刻なストレスを与えるですとか、あとは安全面での懸念も指摘されておるところでございます。

このように、この制度には様々な課題があると思っておりますけれども、特に子どもの安全が守られるように、実施するに当たってはよくよく御協議、御検討していただきまして、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

要旨2. 特別障害者手当について、質問相手は市長であります。

特別障害者手当は、二十歳以上で著しく重度の障がい状態にあり、日常生活に常時特別の介護が必要な人に、月2万8,840円が支給される国の制度であります。

障害者手帳がなくても申請ができ、自宅のほか有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所も対象で、入院、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は3か月以内なら対象になると認識をしております。

「しんぶん赤旗日曜版」4月28日・5月5日合併号によりますと、特別障害者手当の申請には医師の診断書が必要で、車椅子で介助が必要な人や介護保険の認定が要介護3以上の人は対象になる可能性があるとのこと。また、特別障害者手当は全国的にあまり知られていない制度で、対象となる可能性のある方に比べて受給者数が低いと聞いております。

そこで、次の点についてお尋ねをします。

1. 特別障害者手当はどういう手順を踏んで受給をされるのでしょうか。
2. 本市における特別障害者手当の受給者数と受給者の中で障害者手帳を持っていない方は何人お見えになるのでしょうか。
3. 本市において対象となる可能性のある要介護3以上の方は何人お見えになりますか。また、そのうち対象とならない施設へ入所されている方は何人お見えになるのでしょうか。

4. 本市ホームページには特別障害者手当の説明がされていますが、介護認定を受けている方でも対象となる可能性があることから、市民の方が理解しやすいような特別障害者手当の説明へ改善すべきだと考えます。また、ホームページの改善も含め市民の方への周知の工夫や徹底を図るべきだと考えますが、御認識をお尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長の答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 松岡唯史議員の特別障害者手当についての御質問にお答えします。

1点目の特別障害者手当の支給につきまして、特別障害者手当は、日常生活において常時特別な介護を必要とする精神または身体に著しく重度の障がいがある方の経済的負担を軽減するため支給される国の給付制度です。

支給に当たって、まず本人または家族から特別障害者手当認定請求書や主治医による診断書などの必要書類を提出いただきます。この提出いただきました診断書を基に、市の委嘱を受けた嘱託医が国の示す特別障害者認定基準に合致しているかを判定し、市が受給資格の認定を行います。また、特別障害者手当には所得制限が設けられているため、毎年市が所得判定を行い、支給の可否を決定しております。

2点目の特別障害者手当の受給者数につきましては、令和6年3月末現在で48人であり、全ての受給者が障害者手帳を所持されております。

なお、先ほど述べました特別障害者認定基準を満たすには極めて著しい重度の障がいを有することが要件とされております。その目安としては、身体障害者手帳1・2級程度の障がいが重複している状態、もしくは療育手帳A1程度の状態、またはこれらと同等の障がいや疾病がある状態とされていることから、障害者手帳を所持していない要介護認定者で特別障害者認定基準に合致する方は極めてまれであると認識しております。

3点目の要介護3以上の認定者数及び対象とならない施設への入所者数につきまして、本市における要介護3以上の認定者は、令和6年3月末現在で767人です。そのうち特別障害者手当の支給対象とならない特別養護老人ホームへの入所者は229人です。そのほか病院や介護老人保健施設などに3か月以上入院、入所する方も支給の対象外となりますが、正確な数字は把握しておりません。

4点目の市民への周知につきまして、本市では障害者手帳をお持ちの方に対し、手帳の交付時に「障がい者福祉の手引」をお渡しし、特別障害者手当について丁寧に説明しております。

障害者手帳をお持ちでない要介護認定者につきましては、先に述べましたとおり、特別障害者認定基準に合致するケースは極めてまれであります。このため、認定の可能性を広く一

般に周知するのではなく、ケアマネジャーや介護保険事業所などを通じて特別障害者手当に関する情報が要介護認定者や介護者に伝わるよう取り組んでおります。

今後もケアマネジャーや介護保険事業所などを通じた周知をさらに徹底し、確実に情報が伝わるよう取り組んでまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの御答弁によりまして、医師の診断書とか請求書を提出すれば誰でも支給されるというわけではなくて、その診断書を基に嘱託医が特別障害者認定基準に当てはまるかどうかを判断して市が認定を行うこと、そして所得制限以内かどうかの判定をした上で支給されるということが分かりました。

そこでお尋ねをしたいのですが、特別障害者手当には所得制限があるということですが、具体的な収入の目安はどのくらいなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 高橋智弘社会福祉課長。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智弘君） お答えします。

収入額の目安といたしましては、本人が単身の場合は518万円以下、また御家族がいらっしゃる場合は831万9,000円以下になります。

なお、扶養親族がいる場合は収入額が変わりますので、御相談いただきますようお願いいたします。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

本人については低所得の方がほとんどかと思われそうですが、申請をされる際には、世帯収入についても確認をしたほうがよいということかと思っておりますので、この手当の申請を考えてみえる方にはそのようにお伝えをしていきたいと思っております。

2点目と3点目の質問についてなんですけれども、どのくらいの方が受給漏れとなっている可能性があるのかということを確認したく、私は質問をさせていただきました。

この手当は障害者手帳を持っていなくても受給できるのに、市内の受給者は全て障害者手帳を取得されている方です。

また、要介護3以上の方が767人、そのうち対象外となる施設に入所されている方が229人

とのことでありまして、要介護3以上で対象となり得る方は約540人、差引きして、なるかと思えます。

先ほど極めてまれだと、障害者手帳を持っていない方というような御認識なんですけれども、インターネットとかで調べてみますと、要介護4以上だと、さっき3以上のことをお尋ねしたんですけれども、4以上だとそれよりもさらに対象となる可能性が高くなるというようなことが書かれておりまして、私もそのように認識をしております。

約540人の方が全て対象者となるわけではないんですけれども、現在の市内における受給者の方というのは48人ですので、少なく見積もってももう少し受給漏れをされている、対象となる方というのはお見えになるんじゃないかなというふうに私は思っております。

そこで、やはりこの手当を市民の皆さんに周知をしていくと、周知の徹底を図っていくということが極めて重要かと思っております。

国会でも、令和2年12月2日の衆議院厚生労働委員会におきまして、日本共産党の宮本徹議員が特別障害者手当を国として周知徹底することを求めたところ、当時の田村厚労大臣が周知することは大変重要と答弁をしました。

翌年の3月12日に厚労省は障害保健福祉関係主管課長会議におきまして、本制度の対象となる方に周知されることが重要、広報の充実のための取組を一層推進するよう各自治体に促したとのことであります。

先ほどの御答弁で、ケアマネですとか、あと介護保険事業所などを通して周知を図っていくということでありましたけれども、より一層対象となる方への周知の工夫ですとか、理解促進のために御尽力いただきたいなあと思います。

一方なんですけれども、ホームページの改善については御答弁をいただきませんでした。

私は、現在のホームページ上の説明では誤解を招く可能性があると思っております。

やはりこの手当というのは、障害者手帳がなくても受けられるということ、そして自宅以外の施設、例えばグループホームですとか有料老人ホームでも受けられるということをホームページ上に明記しておく必要があるのではないかなというふうに考えるわけですが、その辺り市のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 高橋智弘社会福祉課長。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智弘君） お答えします。

御質問のホームページの修正につきましては、他市町の状況を見ながら、御発言の趣旨を今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

この制度を誤解なく理解をしていただくためには、ホームページの改善というのは必要だと私は考えておりますので、ぜひ前向きに早急に御検討いただきますよう、よろしく願いをいたします。

質問の最後になりますが、障がいを持つ家族の方は負担が大きく、どうしてもお金が必要であります。また、65歳以上の方も受給可能でありまして、例えば高齢者で寝たきりの方というのも対象となり得ますので、そうした方を抱えて毎月の経済的負担が重い方にもこの特別障害者手当というのは有用な制度、手当だと言えます。

そうした制度であるんですけれども、対象となる可能性のある方と比べて受給者が少ないと聞いておりましたので、対象となるできる限りの方に受給していただきたいと思って、さらに少しでも経済的な負担を軽減していただきたいと思って、今回質問をさせていただきました。

市としましては、この手当の目的であります特別障害者の福祉の向上を図ることのために、対象となり得る方への周知徹底、そして障害者手帳なしでも申請できること、自宅以外の方でも申請できる場合があることをよくお伝えいただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

要旨3. 非核平和事業について、質問相手は市長、教育長であります。

来年、日本は戦後・被爆80年を迎えます。

本市におきましては、戦後75年の節目の年で、また市が合併して15周年を迎えたことを契機に、令和2年9月4日非核平和都市を宣言しました。

一方で、この間、世界ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化し、核兵器使用のリスクが懸念されていることや、パレスチナ自治区ガザ地区におけるイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘などに加え、ほかの核保有国においても核兵器の近代化、増強が図られており、緊迫した情勢は続いていると言えます。

こうした中で、本市では非核平和都市宣言を力として、各種非核平和事業などを行っていただいております。

また、議会におきましては、「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、国際社会と連携して早期解決を求める意見書」や、「パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的即時停戦等の実現に関する決議」を全会一致で可決し、意見書提出、決議をしてきました。

こうした事業への取組や議会の動きは、本市が非核平和都市宣言をしているからこそのものであると私は考えております。

そして、緊迫した世界情勢だからこそ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組が、今後ますます重要性や必要性を増していくことになるのではないのでしょうか。

そこで、令和2年第3回定例会及び令和4年第2回定例会における一般質問でも取り上げ

ました本市の非核平和事業に関しまして、次の点についてお尋ねをします。

1. 本市が非核平和都市宣言をして以降に取り組みられた非核平和事業を上げてください。

2. 毎年夏、庁舎内や海津図書館において市民団体が行う原爆パネル展などに本市は御協力されていると認識しております。

一方、小・中学校での原爆パネル展を行っている自治体もあると聞きます。戦争の悲惨さや核兵器の凄惨さを子どもたちに伝え、子どもたちの平和を愛する心を育てていくために、本市でも小・中学校での原爆パネル展を行うべきであるとは考えますが、御認識をお尋ねします。

3. 来年は戦後・被爆80年、そして本市が非核平和都市を宣言して5周年を迎えます。

そこで、例えば市民の方を広島市の平和祈念式典へ派遣するなどにより、市民の方に現地でしか感じる事の出来ない原爆の被害や戦争の悲惨さ、平和の尊さについて認識し、平和への思いを継承してもらえないかと考えますが、御認識をお尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 健康福祉部長、教育長の答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 松岡唯史議員の非核平和事業についての御質問にお答えします。2点目の小・中学校での原爆パネル展につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

1点目の非核平和事業の取組につきまして、本市では非核三原則を堅持し、二度と同じ惨劇を繰り返すことがないように、命の尊さと平和の大切さを強く訴えていくため、令和2年9月に非核平和都市を宣言し、様々な平和祈念事業に取り組んでおります。

この宣言の理念を実現するため、本市では市報や市ホームページに非核平和都市宣言文を掲載するとともに、令和3年3月には市役所前に非核平和宣言都市の看板を設置したほか、市内35か所の公共施設に宣言文を掲示し、非核平和に対する市民の意識高揚を図っております。

また、海津図書館におきましては、コロナ禍の自粛を余儀なくされた令和2年と令和3年を除き、毎年市民団体と連携して原爆の悲惨さを伝える写真展や映画会、朗読会を開催し、親子連れを含めた多くの方に御参加いただいております。

加えて、歴史民俗資料館においては、戦争の体験者が減少する中、戦争の記憶を風化させず、平和の大切さを再認識する機会として、令和3年を除き毎年戦争と平和に関する資料展や企画展を開催しております。

さらに、市役所ロビーにおいて、市民団体の御協力の下、「8月6日の記憶」と題して、広島の高校生が描いた絵の展示を毎年8月に行っており、来庁された方が平和の尊さを感じる機会となっております。

また、本市では毎年10月に海津市戦没者追悼式を挙行し、戦争で亡くなられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、悲しい歴史を二度と繰り返すことがないよう、市民の皆様と共に恒久平和の実現に向けて歩いていくことをお誓いしております。

今年度につきましても、これまでと同様に、市民の皆様には核兵器の恐ろしさや非人道性を伝えるため、写真展や映画会、朗読会の開催を7月中旬から8月にかけて実施してまいります。

3点目の広島市平和祈念式典への市民派遣につきまして、本市ではこれまで歴史民俗資料館において、「戦後75年収蔵資料展」や「沖縄本土復帰50周年平和企画展」といった、終戦後の節目に合わせた特別展を開催しております。

来年度は、戦後・被爆80年の節目を迎えることから、平和祈念事業として、歴史民俗資料館における企画展の開催に加え、被爆体験伝承者による講話会や映画会などの開催の検討を進めているところであり、平和祈念式典への市民の派遣は考えておりません。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 松岡唯史議員の非核平和事業についての御質問にお答えをします。

2点目の小・中学校における原爆パネル展につきまして、小・中学校における平和学習を充実させることは、戦後の日本国憲法の柱となっている平和主義を改めて考える大切な機会につながると認識をしております。

学校では、教科指導の中で、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて平和に関する教育を行っております。

例えば社会科、小学6年生の歴史の授業では、国内の人々の暮らしを中心に、長く続いた戦争が社会や人々に与えた影響について学習をします。さらに、中学校では、国内だけでなく世界情勢にも視点を置き、時代背景を捉えながら、戦争が人々に与えた影響や第二次世界大戦がどのような経過をたどって広島、長崎の原爆投下に至ったのかを考えます。

また、社会科だけでなく国語科では、戦争教材として、例えば小学4年生の「一つの花」の学習において、父を奪った戦争の悲惨さと、どんな状況下でも変わらぬ家族の愛情、中学1年生の「おとなになれなかった弟たちに…」では、戦争中の人々の厳しい生活や乳児でさえ犠牲になっていく理不尽さ、子どもを守るために耐える親の姿が描かれており、それぞれの登場人物の心情を考えることを通して、平和の尊さを学んでおります。

今後も学校教育の中で、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさ、平和の尊さについて学習することを通して、平和を希求する心を育ててまいります。

また、8月6日の広島、8月9日の長崎の両原爆の日、8月15日の終戦の日を契機に、平

和について学べるよう、市内全ての小・中学校の図書室で毎年7月、8月に平和学習コーナーを設置し、児童・生徒に戦争と平和、命の尊さについて学ぶ機会を提供し、平和学習を推進しております。

さらに、平和の尊さを考える機会とするために、毎年夏休みに世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールの募集を行っており、多くの児童・生徒がコンクールに参加しております。

来年度は戦後・被爆80年に当たることから、改めて平和の尊さを実感できるよう、指導の内容や方法を工夫してまいります。

なお、海津図書館や歴史民俗資料館で行われている原爆パネル展や映画会は、児童・生徒にとって平和を願い、世界の人々と共に生きていくことの大切さを家族と共に考えるよい機会となりますので、児童・生徒及び保護者へのさらなる周知を図ってまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

本市では様々な非核平和事業に取り組んでおられるということが分かりましたし、学校でも授業などで平和学習を進めていただいたり、以前私が要望しました学校図書室の平和学習コーナーというのも引き続き設置していただいているということで、ありがたく思っております。

今の御答弁の中では、学校での原爆パネル展についてちょっと触れられていないのかなあというふうに思いましたが、5月25日付の「しんぶん赤旗」によりますと、岐阜市でもある市民団体が市の全中学校に寄贈した原爆パネルを有効利用することを岐阜市の教育長に要望したところ、教育長がパネルを積極的に活用することなどの各学校への呼びかけを約束したとのことであります。

本市でも図書館とか庁舎内で写真とか絵の展示していただいておりますけれども、そこに行かないと見られないわけでありまして、学校生活の場で触れることによって、より多くの子どもたちが見たり感じたりすることができるかなあと思います。

それで、改めてお聞きしますけれども、学校での原爆パネル展、やっていただけないでしょうか、教育長。

○議長（橋本武夫君） 大坪光学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（大坪 光君） 来年は戦後・被爆80年に当たりますので、平和の尊さを考える機会がさらに増えるということは、学校とし

しても大変ありがたいことでございます。

また、校内でパネルを見ることによって海津図書館や歴史民俗資料館において行われます原爆パネル展や映画会にさらに関心を持ち、参加する児童・生徒が増えるのではないかと、そういうことを思っております。

もしパネルや様々な資料など御提供をいただけるということがありましたら、これまでの学校の取組の中にうまく取り入れさせていただきまして、適切に活用をしてみたいと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

時間も来ましたので、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本武夫君） これで松岡唯史議員の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

(午前11時21分)

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時29分)

◇ 古川理沙君

○議長（橋本武夫君） 1番 古川理沙議員の質問を許可します。

古川理沙議員。

[1番 古川理沙君 質問席へ]

○1番（古川理沙君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

要旨1. 教員のウェルビーイングを高める働き方改革について、質問相手は教育長。要旨2. 今後の月見の森エリアの戦略について、質問相手は市長です。

それでは、まず1点目から始めます。

教員のウェルビーイングを高める働き方改革について。

教員の働き方改革は、行事の持ち方や調査・報告などの見直し、学校閉庁日や早く帰る日など長時間労働の解消のための業務改善が進められてきました。この数年間、教員の働き方改革が推進されたにもかかわらず、学校現場は今もお疲弊していると言わざるを得ません。これは、勤務時間の縮減に主軸を置き過ぎた結果、教員が仕事に熱意と誇りを持ち、専門職としてのモチベーションを持って働ける環境が守られていないことに起因していると考えま

す。

教員が教員でなければできないことや、担任が担任として授業や学級経営に全力投球できる環境を整えることが誰一人取り残さない教育の基盤であることから、教員の心身の健康に留意し、働きやすさと働きがいの両立によって教員のウェルビーイングが高まる働き方改革を推進していく必要があると考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。

1. 本市におけるこれまでの教員の働き方改革の実績と成果及び課題を教えてください。
2. 今年度、岐阜県においてスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金が拡充されておりますが、本市の配置状況及び業務内容はどのようになっていますか。
3. 教員のウェルビーイングを高めるには、教員の心身の健康維持や現場のニーズにマッチした働き方改革を進める必要があります。実態を調査分析し、それに基づいた具体的な解決策を考えていく必要があると思いますが、今後、本市においてはどのように働き方改革を進めていかれますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員の質問に対する教育長の答弁を求めます。

服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 古川理沙議員のウェルビーイングを高める働き方改革についての御質問にお答えをします。

1点目の教職員の働き方改革につきましては、これまでに様々な取組を実施してまいりました。

まず初めに取り組んだのが業務の効率化です。

平成25年度から校務支援システムを他の自治体に先駆けて導入し、成績管理や出欠席管理などの各種事務作業の効率化を図ってきました。

令和5年度からは、令和4年度市議会第3回定例会で答弁しましたとおり、システムをTe-Comp@ss（ティーコンパス）に切り替え、高校入試に関する業務を含めた全ての業務をこのシステムで行えるようになり、学校事務の作業負担は大きく軽減されました。

また、令和2年度には、出退勤管理システムを導入し、個々の教職員の勤務状況を管理職が把握することで、時間外勤務の削減及び業務の平準化に向けた対応や助言ができるようになりました。

さらに、他の自治体に先駆けて令和4年度に休日における部活動を地域クラブ活動へ移行し、教職員の土・日等の負担軽減を図ることができました。

そのほか、ノー残業デーを徹底するとともに、学校閉庁日の設定や年次休暇の取得促進を

図り、教職員が休みやすい環境を整えてまいりました。

また、教職員のメンタルヘルス対策として、月1回チェックシートによる振返りをを行うとともに、教職員の僅かな変化も見逃さないよう、管理職との面談を実施しております。

こうした働き方改革の成果としましては、まずもって教職員の時間外勤務時間が削減されたことが上げられます。

令和2年度から令和5年度までの4年間で、教職員の一月当たりの平均時間外勤務時間は、小学校で9時間20分、中学校で3時間9分の削減につながっており、どちらも国がガイドラインで示す1か月の時間外勤務時間の上限45時間を下回っております。

また、働き方改革が教職員の働きがい、やりがいと両立しているということも成果の一つです。

本市では、年1回、全教職員を対象に心の健康チェックを実施しております。その質問項目の中の「働きがいのある仕事であるか」の問いに対して、本市の教職員が「働きがいがある」と回答した割合は、全国平均を大幅に上回る結果でした。全国的にメンタル不調が原因で休職する教職員が増加する中、このことは働き方改革の大きな成果と考えております。

2点目のスクール・サポート・スタッフの配置状況につきましては、本市では県の補助金を活用したスクール・サポート・スタッフを9名配置しております。

その主な業務内容としましては、給食配膳の補助、電話対応、配付物等の印刷製本、行事や式典の会場準備などを担っております。

さらに、本市では、教員が子どもと向き合い、教育活動に専念できるよう、学習生活支援員、学習指導員、教育相談員、看護師、図書館司書など様々な業務を担う会計年度任用職員、延べ64名を市の財政負担によって配置しております。学校全体で教員に対する手厚いサポートを行っており、児童・生徒への指導と支援の充実につながっております。

3点目の今後の教職員の働き方改革につきましては、働きがい、やりがいをさらに高める取組を充実させることが課題であると認識しております。

そのためには、議員仰せのとおり、教職員の働き方の現状把握が必要と考えております。具体的には、子どもと向き合う時間があるか、適切な休憩時間を確保できているか、教材作成などの時間を確保できているか、悩みを打ち明けたり、アドバイスを求めることのできる上司や同僚がいるか等の項目を設けて、教職員を対象にアンケート調査を行ってまいります。

教育委員会としましても、その結果を分析し、校長会等と連携しながら、学校ごとの実態に応じた対策を検討し、実施してまいります。

そして、実施した取組が教職員の働きがいややりがいを向上させるものになっているかを評価し、PDCAサイクルで不断の見直しを図ってまいります。

さらに、教職員のモチベーションと指導力の向上を図るため、本年4月に旧大江小学校に

開設した総合教育センターにおいて、特別支援教育や協働学習などのスキルアップ研修を実施するとともに、教職員の心身のリフレッシュに向けた取組を強化してまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1 番（古川理沙君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

本市では、本当に近隣市町と比べて、校務支援システムですとか中学校の部活動の地域クラブ移行については、本当に早い段階から進めていただいていたと思います。確実に退校時間の短縮につながったんじゃないかなあと思っています。

その中でも、やはりどうしても時間を減らすということにフォーカスしてきたんじゃないかなあというような印象もあります。楽しい授業づくりですとか、活動づくりをしたいという先生方の思いは、やはり放課後の時間を使って教材研究等をしていくことが多いですので、その辺りの確保をしていくにはどうしたらいいかなあということで質問をさせていただきました。

全国的に教職員のメンタル不調は、教育長が答弁されたとおり、本当に休職についても増加傾向にあります。しかしながら、本市では働きがいのある仕事かという問いに対して、全国平均よりかなり高い数値を示していたということで、今年度についてで結構ですが、その数値がまだ維持されていて、メンタル不調を原因に病気休暇等でお休みをされている先生がいないかどうか、今年度現時点で結構ですので、状況を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 大坪光学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（大坪 光君） 現在のところ、海津市内ではメンタル不調が原因で休職する教職員はおりません。

しかし、心の健康チェックはもちろんのこと、日頃の教職員とのコミュニケーションを大切にして、メンタル不調を捉えることがとても大切だと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

この4月、5月は異動があったりして、働く環境ですとか校務分掌も変わって、本当に大きな変化があるときだと思うんですけども、現時点で休職等休みをされている方がいらっしやらないということで、大変安心をしました。

メンタルヘルスについてももしっかり取り組んでいただいている、月に1回、チェックシートだけではなくて、管理職との面談ということも実施をしていただいているということなん

ですけれども、具体的にどのようなことをされているのかなあと思っています。

特に体の不調が出てきたのが、実はメンタルの不調の表れだったということもありますので、メンタルヘルスのチェックのときに体の不調ですとか生活習慣の乱れ等も関連づけて行っていただけるといいのかなあとと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 大坪光学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（大坪 光君） 現在は、月末に各校におきまして紙媒体で実施をしております。記述欄を設けまして、御自分が頑張っておられることやうれしかったこと、また困っていてちょっと相談したいこと、そういったことについても記述をしていただいております。

現在はメンタル不調の項目が中心となっておりますので、今後は頭痛、目まい、動悸など、そういった体調のことについてもチェックする項目としてさらに増やして実施をしてみたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

チェックをしていくだけではなくて、面談、ましてやチェックシートの中にも記述欄を設けていただいているということで、先生方も口頭で話しにくいことも書いたら素直に話もできるのかなあとというところで、大変配慮をさせていただいてありがたいなあと思っております。

引き続きメンタルケアの重要性を教育委員会のほうからも十分働きかけていただいたりですとか、もし可能であれば、本市が連携協定を締結しています大塚製薬株式会社様とも何かアドバイスをいただけるようであれば、少しアドバイスもいただけると、またより一層よくなるのかなあと思っていますので、検討のほうをお願いしたいと思います。

答弁でいただいたように、本当に教育支援体制、本市は大変手厚くて、保護者の方からも支援員の方がついてくれているので大変ありがたいといった声も多く聞いております。学習生活支援員ですとか学習指導員の配置は本当に人数も増えてきていて、それを単費、海津市の予算で子どもたちの直接的な支援を充実させていただいているというのは、保護者の方にとっても安心、そして子どもにとっても安心で、子育て世代に選ばれるまちづくりをしている本市としては大変いい施策だなあと思っています。

しかし、令和3年の答申で目指すべき新しい時代の学校教育の姿として、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されました。

これは、従来の一斉型授業といいますか、みんなが同じことができることを目的とした教育から、一人ひとりが自分に合ったやり方を選んで、自分に必要な学びを自分でつくること

や、仲間と共に対話をしながら、よりよい学びを生み出す教育に変革をしてきていると思っています。

その中で、子どもたちへの支援の在り方というものも少しずつ変わってきているのかなあ、そしてまた教員の先生方も、令和の学びを実現させるためには、これまで以上に教材研究ですとか、御自身の研修の時間というのは必要になってくるんじゃないかなあと思っています。

このように、令和の日本型学校教育への移り変わりに合わせて、子どもたちへの支援の在り方ですとか、教員業務の支援の在り方は一体的に検討していく必要があると思っていますんですけども、教育委員会としてはどのように認識しておられますか。

○議長（橋本武夫君） 服部公彦教育長。

○教育長（服部公彦君） 議員仰せのとおりで、ICTの活用ですとか、それから仲間との協働的な学びということが進むということで、支援員の方々の子どもへの支援の在り方も変わってくるかなあというふうに思っています。

ただ、変わってきて支援が必要じゃなくなる、ICTに変わるとか、友達同士で教え合うということで、もう支援が必要じゃなくなるというふうに私は思っていなくて、むしろICTの部分でどういうふうな支援が必要かとか、あるいは仲間と共に学んでいるときにどんな支援が効果的なのかとかという、そういう課題は生まれてきていて、新しい支援の在り方も模索していかなくちゃいけないなあ、そんなふうに思っています。

教員業務の支援はあくまでも2次的なものだというふうに思っています。一律こうあるべきというものはないので、児童・生徒の実態を踏まえながら実践をしていく中で、支援の好事例といいますか、そういうものを蓄積しながらよりよい支援の在り方を職員間で共有していく、そんなふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

新しい支援の仕方というのを本当に学校現場と教育委員会のほかの自治体の先進事例ですとかいろいろ踏まえながら、大人の支援が子どもに行き届き過ぎない、子どもの成長の機会を奪ってしまうことのないような適切な支援のほうをお願いしたいなあと思っております。

教員の時間外勤務の実態調査については、本当に具体的に子どものやり取りの時間の有無ですとか、下校後の教材作成の時間の確保などを本当に具体的にアンケートをしてくださるということで、今後働き方を進めていくにはエビデンスになっていくと思いますので、そこに併せて実際どういう業務を時間外に行ったのかという業務についての確認もしていただくとありがたいなあと思っています。

アンケートについては、今後検討をされていくんだと思うんですけども、当然予算を要

するものの中にはあるんじゃないかなあとと思います。

そうすると、上半期、下半期の2回実施をしていただいて、8月ぐらいに終わって、9月の次年度予算の計上に間に合うような形でやっていただけるといいかなあと思うんですけども、現時点で結構です。何かのアンケートの実施についてお考え、実施時期など何かお聞かせいただけないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 大坪光学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（大坪 光君） 1年間を通して施策を行いまして、次年度の施策に反映させていくということがありますので、年度末に1回実施をして、その成果と課題を明らかにしていきたい。そのような流れで取り組むことがまず一つ基本かなということを考えております。

学校におきましても、年間を通して様々アンケートを含め調査、いろんな対応がございますので、そこも含めてうまく効率的に情報を得る、そういったことを併せて行っていく必要があるかなと、そんなことを考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

学校は本当に調査ですとか報告が多くて、負担になっていることも十分承知をしています。何か、今、課長の答弁もありましたが、うまく現場とのやり取りの中で課題解決していけるような、何が課題なのかということ吸い取れるような何か仕組みをつくっていただけるといいのかなあとと思います。

今、学校の働き方改革について話をしました。現在、市役所でも行財政改革が進められていて、職員が減る中、一方で業務はどんどん増えていくというところで、質を落とさないために、アウトソーシングですとかデジタル化が進められています。

これは学校現場も同様かなと思っておりますので、現在のスクール・サポート・スタッフの方ですとか、支援員の方の業務内容も国や県が拡充していますので、ぜひ内容について拡充できるように併せて検討いただけるといいのかなあとと思います。

第3次海津市教育振興基本計画の指標の中で気になったものが3つあります。

1つは、「自分には良いところがあると思いますか」の質問に「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合が令和5年度37.8%。「困り事や不安がある時に、先生や学校の大人に、いつでも相談できますか」の質問に「当てはまる」と回答した割合は35.7%。「これまでに受けた授業は、自分に合った教え方、教材、学習時間などになっていましたか」という質問に対しては34.9%でした。

この数字を改善するためにも、ぜひ実効性のある働き方改革を答弁いただいたように、P

DCAサイクルでしっかり進めていただいて、令和の日本型学校教育の実現と教員のウェルビーイングが高まることを期待して、1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

2つ目の質問に入らせていただきます。

今後の月見の森エリアの戦略について。

月見の森エリアの観光強化は、今後の海津市の明るい将来を描く、欠かせない要素の一つであると考えています。

令和8年に東海環状自動車道全線開通を控えていることや、駒野工業団地の進出企業の一つは体験型施設を備えたものであることで、今後さらに月見の森エリアは観光客の増加が見込まれます。

また、羽根谷だんだん公園はキャンプ場の整備を終え、今年度はドッグランの整備やバーベキューエリアのリニューアル、さらには右岸の散策道整備も予定されており、観光客のみならず市民の皆さんにとってもさらなる魅力アップが期待されます。

また、月見の森月見台は恋人の聖地として登録され、このエリアのすばらしさを十分に実感・体感していただける仕組みを考える必要があります。

公共施設が多いこのエリアの観光強化を支えるには、地域が活力あふれ、行政と一体となって盛り上げようとする機運が必要です。行政と民間の力が融合している道の駅月見の里南濃を起点とすることで、このエリアを一体的に取り組むことができると考えます。

そこでお尋ねします。

1. 道の駅月見の里南濃は、行財政改革プランにおいて販売促進を図るため農産物を加工した道の駅オリジナル商品（高付加価値商品）の開発に取り組むことや、月見の森エリアの核となる観光拠点として、観光情報及び地域情報発信を強化していくことが明記されています。また、この4月に条例の一部改正もされ、道の駅を月見の森エリアの観光拠点として機能させる準備が整いました。

そこで、具体的な取組の検討の前に、エリアの核となる道の駅の経営ビジョンとしては、目的地となるような魅力ある施設とするための視点と月見の森エリアの観光拠点としての視点が必要であると考えますが、それぞれ経営ビジョンをお聞かせください。

2. 月見の森エリアの施設それぞれではなく、一体的な観光誘客につなげるには、エリアの明確化、そして道の駅や水晶の湯、キャンプ場など観光資源個々ではなく、エリアとしてのイベント企画やPRをしていく必要があります。例えばハード面では、月見の森エリアの自然を満喫しながら歩いて移動できるルートを確保したり、ソフト面としてエリアの一体感を出すために、若い世代やインバウンドツーリズムにも効果が期待できるVチューバーを月見の森エリアのPR大使として制作してはいかがでしょうか。

3. 羽根谷だんだん公園は、今年度の工事が終了すると、より誘客数も増えることが見込まれますが、月見の森エリアは自然が豊かであることから、維持管理にはどうしても人員を要します。

そこで、キャンプ場のリピーターの方や、このエリアを盛り上げたいと思っている方などを対象に、月見の森エリアのサポーターとして市内外から募ってはいかがでしょうか。持続可能な経営にもつながり、みんなで盛り上げる機運を醸成することにもつながると思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 市長の答弁を求めます。

横川市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 古川理沙議員の道の駅月見の里南濃の運営ビジョンについての御質問にお答えをいたします。

月見の森エリアには、道の駅月見の里南濃をはじめ、南濃温泉水晶の湯や自然豊かな羽根谷だんだん公園など魅力ある観光資源、地域資源が多数集積をしており、公約として掲げたこれらの特色を生かした磨き上げと誘客の倍増を目指し、市長就任直後から各施設の魅力を高める取組を進めてきたところであります。

まず取り組んだのが、羽根谷だんだん公園でのキャンプ場の整備であり、炊事場、ゴミステーション、エアコン付のトイレ、Wi-Fi環境などを整備し、ファミリーからソロキャンパーまで幅広く楽しめるキャンプ場を昨年4月に開設いたしました。

さらに、今年4月には、各サイトに電源設備を備えたオートサイトを追加オープンするとともに、今年度にはドッグランの設置やバーベキュー施設のリニューアルを予定しており、さらなる魅力向上を図っているところであります。

南濃温泉水晶の湯では、昨年10月から新たに指定管理者となったケービックス株式会社と共に、老朽化した設備の修繕や機器の更新、ロビーコンサートの開催や売店の充実など、ハード・ソフトの両面から利用者の満足度とサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、道の駅と連携した各種キャンペーンやイベントを定期的で開催しており、記念品のプレゼントや割引券の配布などにより、新規利用者の獲得にも取り組んでいるところであります。

今月1日からは、コミュニティバス海津津島線の利用者に優待券を配布する事業を開始したところであり、さらなる誘客を図ってまいります。

道の駅月見の里南濃につきましては、本年3月にその設置管理に関する条例の改正を行い、設置目的に観光情報と地域情報の発信による観光誘客の促進を明記したところであります。情報発信の強化に取り組んでいるところであります。

また、現在行財政改革プランに基づく経営改善に取り組むため、経営状況の分析による課題の抽出とともに、商品のラインナップとフロアレイアウトの見直しに着手したところであり、

月見台につきましては、恋人の聖地への登録を4月に完了をいたしました。若い世代にも魅力ある場所となるようモニュメントを設置したフォトスポットの整備を進めているところでもあります。

このように、月見の森エリアにある各施設の魅力をさらに高める一連の取組が今年度内に完了することから、今後は各施設の相乗効果を高めるとともに魅力的な観光資源が集積する月見の森エリアの魅力を広くアピールし、認知度向上と観光誘客につなげる取組が必要であると考えております。

このため、来年度、観光に関する専門家の知見を得ながら、月見の森のブランディング戦略の策定を進めてまいります。その中で月見の森エリアの個々の施設について、果たすべき機能や役割とともに、運営ビジョンを明確化してまいりたいと考えております。

議員御質問の道の駅の運営ビジョンにつきましては、目的地としての視点と情報発信拠点としての視点の両方の視点を踏まえて作成してまいります。

このブランディング戦略においては、月見の里南濃の集客力を生かし、月見の森エリアが一層の成長・発展を遂げ、将来にわたって持続可能な観光エリアとなるよう、これまで磨き上げてきた個々の施設の魅力を最大限に生かし、月見の森のブランド力を創造する取組を盛り込んでまいります。

加えて、各施設のさらなる相互連携により、新たな相乗効果を生み出すことでさらなる誘客につなげる仕組みやSNS等の活用による戦略的なPR広報の取組を併せて盛り込んでまいります。

なお、ブランディング戦略の策定には時間を要することから、今年度におきましても先行してできることに速やかに取り組んでまいります。

現在、幹線道路沿いに設置する道の駅と水晶の湯の案内看板を、月見の森のイメージアップを図るPR看板に刷新する準備を進めております。

そのほかSNSによる月見の森エリアの情報発信に着手したところであり、先月には羽根谷だんだん公園キャンプ場のオートサイトのオープンに合わせキャンプ系ユーチューバー3名に声がけし、キャンプ場と周辺施設を含む月見の森エリアの魅力発信を行ったところでもあります。この際、ユーチューバーが配信した各動画の閲覧回数は、現在約6万再生を数えており、その動画を見た多くの方がキャンプ場を訪れるなど、大きな効果があったところでもあります。

今後もSNSなどの様々なツールを活用し、月見の森の魅力を発信するとともに、月見の

森のホームページを開設し、一体的な情報発信に取り組んでまいります。

議員御提案のVチューバーの活用も視野に入れ、ターゲットに合わせたより効果的な情報発信を行ってまいります。

次に、月見の森サポーターにつきまして、さきに述べましたとおり、今年度、月見の森エリアの各施設において魅力を高める取組が相次いで完了することから、さらなるにぎわいを創出できるものと考えております。

本市では、現在海津市ファンクラブの設立に向けた準備を進めているところであり、その一環としてInstagramのアカウント「かいづふあん」を開設し、本市の様々な魅力の発信を開始したところであります。

このファンクラブでは、サポーター制度として様々なまちづくり活動に参加いただく仕組みを構築したいと考えており、その中で月見の森エリアの維持管理などについても、ファンクラブの活動として実施できるよう検討してまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

答弁が月見の森エリアのPRになるぐらい、本当に丁寧に答弁していただいて、ぜひ皆さんにユーチューブですとかケーブルテレビの放送を見ていただきたいぐらい魅力がよく分かりました。

また、その月見の森エリアに市長が本当にかけておられることですか、これまで施設において誘客を増やすことを目指してブラッシュアップを続けてこられたこと、また施設と施設をつなぐ事業の充実を図ってこられたことを改めて私も実感をしました。

私自身もこの月見の森エリアについては、今後の海津市の観光振興に大きく影響すること、そして今、海津市という名前を出すと、お千代保さんのところだよねとしか言われません。ぜひこの月見の森エリアが、海津市といえば、二言目に月見の森エリアだよねって言ういただけるような場所になってほしいなあと強く思っております。

早速再質問のほうに入らせていただきます。

道の駅が大変エリアの中の核として重要だということを市長も答弁の中でおっしゃっておられました。

その中で、経営状況について分析をして、商品のラインナップの見直し等、今取組をしていただいているところということでしたが、道の駅の経営状況についてはどのように担当課としては把握をしておられますでしょうか。分析している内容がお聞きできれば少しありが

たいなあと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えいたします。

経営分析の関係でございますが、昨年度につきましては、出荷者や出品者の方々の御尽力やマスメディアに取り上げていただいた影響もございまして、開駅以来2番目の売上げを記録いたしました。

今後さらに集客、売上げを伸ばしていくため、現在、商品のラインナップですとかフロアレイアウトの見直しを経営のアドバイザーの方に助言をいただいているところでございます。

このアドバイザーの助言を参考にして、道の駅オリジナル商品の開発等により収益向上を図るとともに、農産物や果物をさらに確保しまして、品ぞろえ豊富な道の駅として、利用者の方々に選ばれる経営を手がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

開駅以来2番目の売上げということで、確かに国道258号を走ると本当に駐車場に大変多くの車が止まっているなあという印象でした。渋滞になっているぐらいに、特にミカンや柿の時期ですと、やはり皆さんお越しいただけるんだなあというふうに感じております。

また、メディアに大変多く取り上げていただいたという印象も確かに多くありましたので、今後もぜひいろんなところでPRをしていただきたいと思いますなあと思います。

道の駅、今後経営ビジョンですとか、あとブランディングについては専門家の意見を取り入れながらということでしたが、月見の森エリアですとか道の駅に関わる全ての組織ですとか人と一緒になって進めていただく仕組みが必要じゃないかなあと思っています。

例えばみんなでSWOT分析をして、エリアの強み・弱みを出し合いながら共有していくことも有効ではないかなあと思うんですけれども、その辺り今後どのように進めていかれる御予定でしょうか。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） 経営ビジョンですとかブランディング戦略につきましては、具体的には今後の検討していくこととなりますけれども、答弁にありましたように、現時点では月見の森エリア内の施設個々の魅力を生かし、それぞれを相互に連携させて、新たな魅力を創造する取組をしていけるようなブランディング戦略としていきたいと考えております。

また、策定に当たりましては、議員御提案の施設に関わる方々の意見、これについても反映できるように検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 古川理沙議員。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

専門家の方はやはり専門家の方の知見や知識があって、地元の方ですとか関わっていらっしゃる方については、やはり関わっているからこそ見えている部分もあるかなあとと思いますので、ぜひうまく融合させながら今後進めていただきたいなあと考えております。

また、答弁の中で、Vチューバーの活用についても視野に入れていただけるということで大変ありがたいなあと思いました。どうかなあと思いながら提案をさせていただいたんですが、積極的にぜひ活用していただきたいです。

Vチューバーで宣伝をするというかPRすると、文字でただ伝えていくよりも、バーチャルのアニメーションが会話をして伝えることで魅力がより伝わりやすいこと、特に若い世代、10代、20代の男女への宣伝効果が大変高いということが出ています。今後、この月見の森エリアのPRに大変効果的であると考えて、今回提案をさせていただきました。

実際、岡山県新見市では、Vチューバーによる漫画ですとか生配信をして、特産品や観光地、まちの特徴などを紹介したら、ふるさと納税の受付がその前の年の2倍になったということすとか、三重県志摩市では観光施設のバーチャルアンバサダーに就任したら、来場者が1.9倍。そのバーチャルアンバサダーが紹介したチュロスの売上げは例年の約33倍になったということも出ておりました。

月見台を今後恋人の聖地、今後というか4月にもう登録をしていただいたということですが、これまで以上に若い世代に多く来てもらいたいなあとしますので、ぜひPR媒体としては期待できると思いますのでよろしくをお願いします。

今回質問させていただいて、大変月見の森、順序立てて魅力を磨き、今後の経営戦略までの道筋についてしっかり展望を持ってやっていただいていることが分かりました。

全国の観光地に全く引けを取らない魅力的なエリアになると思いますので、決して歩みを止めることなく、引き続き魅力を磨き続けていただくことを期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで古川理沙議員の質問を終わります。

ここで午後1時15分まで休憩といたします。

(午後0時10分)

○議長（橋本武夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時14分)

◇ 浅井まゆみ君

○議長（橋本武夫君） 9番 浅井まゆみ議員の質問を許可します。

浅井まゆみ議員。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は2点質問させていただきます。

1点目、困難を抱える女性の支援体制について、質問相手は市長でございます。

2点目、気象防災アドバイザーの採用について、質問相手は市長でございます。

令和4年5月、議員立法で、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（困難女性支援法）が成立しました。新法整備に至った背景には、困難な問題を抱える女性に対する支援は、長年にわたり女性を取締り、管理・指導の対象とする売春防止法を法的根拠とする婦人保護事業に基づき行われてきました。そのため、DV防止法、ストーカー規制法、そのほか性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている支援を必要としている女性に対し、制度間の隙間の中で十分な支援が受けられない現状がありました。さらに、コロナ禍において女性の自殺や性暴力被害などが急増し、女性の抱える問題が複合化・複雑化している実態が浮き彫りになりました。

そこで、新法では、困難な問題を抱える女性たちへの支援を売春防止法から切り離し、それぞれの意思を尊重した最適な支援の提供、女性福祉の増進や人権擁護、男女平等の実現などが明記されました。発見、相談、心身の健康の回復のための援助、就労支援や住まいの確保など、多様な支援を包括的に提供することが定められています。

この法律は、令和6年4月1日に施行されました。新法では、当事者を中心に関係機関が民間団体などと連携し支援を行う仕組みとして、支援調整会議を法定化しました。都道府県と市町村は、単独または共同で実施ができます。

様々な困難を抱える女性を包括的に支援していくために、若い年代の方でも安心して気軽に立ち寄れる居場所づくりや何でも相談ができる女性相談支援員を配置した支援体制が必要になると考えます。そうした居場所があれば、女性用品の配布も可能になります。また、困難を抱える女性のニーズは多様化していますので、行政だけでは対応できない支援を、民間団体を構成員に含め、官民協働を制度化し、支援調整会議で当事者に必要な支援につなげていきたいと思っております。

新法では、都道府県に加え、市町村の民間団体に対する補助制度も創設されていますので、これを活用し、支援充実に取り組んでいきたいと思っております。

そこで、社会で苦しむ女性に一人でも多くの光を当てていただくための支援体制について伺います。

1. 困難女性支援法が令和6年4月から施行されましたが、本市ではどのように認識され

ていますか。

2. 新法を踏まえて困難を抱える女性たちの支援を包括的に提供していくため、安心して相談できる女性相談員を配置した居場所づくりのお考えは。

3. 新法では、当事者を中心に関係機関が民間団体などと連携し、支援調整会議の設置を法定化しましたが、本市にも設置し、官民協働で実施できるよう制度化できないか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員の質問に対する健康福祉部長の答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 浅井まゆみ議員の困難を抱える女性の支援体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の女性支援に対する認識と2点目の女性相談員の配置につきまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の実現などを目的に新たな女性の支援法として制定されたものです。

本市といたしましても、問題を抱える女性に対する支援は重要であると認識しており、性被害やDV、母子家庭等の相談はこども未来課、生活に困窮する女性の相談は社会福祉課、女性特有の健康に関する相談は健康課、女性の就業支援や職場におけるハラスメントの相談は商工振興・企業誘致課において解決に向けた支援を行っているところです。

しかしながら、どこに相談してよいか分からない、女性特有の相談の場合は男性職員に話しづらいなどの課題があることから、女性がより安心して相談できる環境を整えることが必要であると考えております。

そのため、今年度から、正職員としてこども未来課に配置した家庭相談員を家庭・女性相談員に速やかに改め、相談内容に関わらず全ての女性からの相談窓口に位置づけるとともに、市ホームページ等で広く周知を図ってまいります。

今後は、この家庭・女性相談員が相談者の女性に寄り添いながら相談内容に応じた担当部署とともに相談対応に当たることで、女性が安心して相談できる環境を整え、女性支援の充実につなげてまいります。

3点目の支援調整会議の設置につきまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定される支援調整会議は、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、支援活動を行う民間団体、支援に従事する関係者等により構成され、支援に必要な情報共有や支援内容の協議を行う会議体であります。

本市では、生活困窮や虐待、障がいなどの複雑化・複合化した課題を抱える方に対し包括的に支援を行うため、今年度より福祉総合支援室を設置いたしました。この福祉総合支援室では、市民の皆様が抱える様々な課題を解きほぐし、支援の方向性を定めるとともに、市役

所内の関係部署や民間団体を含めた関係機関の役割分担を調整することとしており、市と関係機関が円滑に連携しながら福祉課題の解決に取り組んでおります。女性が抱える困難な問題につきましても同様に取り組んでおり、本市においては福祉総合支援室が支援調整会議の役割を既に担っているところであります。

なお、困難な問題を抱える女性への支援を強化するためには、女性支援に専門的に取り組む人材や民間団体の育成が必要であると考えております。そのため、令和7年度に開設を予定する（仮称）「市民活動支援センター」において女性が必要とする支援につなげることができる人材や民間団体の育成に取り組むとともに、福祉総合支援室において、その人材や民間団体と連携して女性支援のさらなる強化を図ってまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

先日、県の政策勉強会に参加してまいりました。その中で、岐阜県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画が、この3月に策定されたとお聞きいたしました。この計画は、岐阜県男女共同参画計画（第5次）に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」、「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取組として位置づけております。

また、施策の方向として、「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすること」、また「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施される必要があること」とあります。

岐阜県の女性相談支援センターにおいては、女性相談員を今年度から4名から7名に増やしたそうであります。また、県内市町村には女性相談員を配置しているところは8市あるようで、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、各務原市、瑞穂市で、11名いるとのことでした。

本市においては、こども未来課の家庭相談員を女性相談窓口の相談員として位置づけることですが、現在、この相談員が処理している相談件数はどのくらいありますか、教えてください。

○議長（橋本武夫君） 毛利卓司こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（毛利卓司君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

家庭相談員は、児童に関するだけでなく、DVや性被害、母子家庭等の相談を受けて

おります。相談件数は年間延べ約200件となり、そのうち半数以上が女性の相談となっております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

大変多くの方が御相談にお見えになっているということで驚きました。年間200件のうち、半数以上が女性に関する相談ということですが、この相談員は重要な役割を担っていると思います。本市のこの家庭相談員はどのような職員を配置されているのか、お伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 毛利卓司こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（毛利卓司君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

本市の家庭相談員は、社会福祉主事の資格を持つ相談員で、平成17年、海津市誕生以来、19年間相談員として市民に寄り添いながら相談業務に従事しております。非常に経験豊富な職員となっております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

これだけ経験年数が豊富な方だと本当に安心でございますね。ありがとうございます。名称も家庭・女性相談員に改めるということなので、今後、気軽に相談できる体制づくり、相談窓口の周知のほうもよろしく願いいたします。

それから、民間団体との連携した支援調整会議については、福祉総合支援室でその役割を担っているということでございますので、またその辺はよろしく願いいたします。

それから、令和7年度に開設予定の市民活動支援センターにおいて、女性が必要とする支援につなげることのできる人材や民間団体の育成に取り組むということですが、どのようにして人材育成に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

女性の支援に専門的に取り組む人材や民間団体がこれから地域で役割を果たしていくためには、幅広い知識が必要となります。そのため、現在県内で活動されておりますDV防止法及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体などに協力を要請しまして、市民や活動団体を対象としました研修会などを開催することで専門的な知識を高めていただき、女性の支援を行う人材を増やしていきたいと考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） その県内で活動されてみえる民間団体といった団体は、こういった団体なのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

現在、岐阜県と連携して女性の支援活動を行う民間団体につきましては、一つは、関市に拠点を構えてDV当事者女性に対する支援とDV防止への啓発に関する活動を中心に展開されてみえますNPO法人手をつなぐ女たちの会、もう一団体は、岐阜市を拠点として女性と子どもに対する暴力の被害当事者の生活再建への援助や地域への啓発活動を中心に活動を行って見えますNPO法人あゆみだした女性と子どもの会の2団体でございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

県のほうもまだ把握されていない団体もあるかと思えますし、そういったことも県としっかり連携を取っていただきまして、民間団体と色々な情報を共有していただきまして、これから人材育成のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナ禍が長引いた影響で、雇用情勢の悪化による生活困窮、学校の休校による家庭での影響、配偶者からのDV、テレワークによるストレスの増加による女性へのしわ寄せが浮き彫りになり、女性の自殺者の増加ということが問題視されています。

第2期海津市自殺対策計画の中の資料を見ますと、直近5年間で自死された方が大変多くいらっしゃいます。その中で若い女性の方もお見えになるようでございますので、女性への支援というものはますます大事になってくるのではないのでしょうか。

本市では他市町に先駆けて、平成28年度から市独自で自殺予防のためのゲートキーパー養成講座を開催していただきまして、昨年度までに4回開催していただいて91の方が受講されたとお聞きいたしました。その中の市民団体でつくる「こころ見守りたい」としての地域での啓発活動や居場所づくりなどの活動をしてみえる方が現在50人お見えになります。こういった皆さんとも連携を図りながら、女性への支援を考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

国の困難女性支援法の中には、市町村の基本計画も定めるよう努めなければならないとあります。努力義務ではありますが、県内で既につくっている市もありますので、今後、本市においてもこの基本計画を策定していただきまして、それぞれの状況に応じた支援体制を整えていただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、この困難女性支援法ができました背景というものをしっかり理解していただきまして、女性への支援をさらに強化していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

次の質問に参ります。

気象防災アドバイザーの採用について。

気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として、気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家です。

近年、異常気象による豪雨災害が頻発化しています。ここで異常気象とは、過去に経験した現象から大きく外れた現象であり、今後、地球温暖化等の気候変動により世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されています。

昨年の6月2日、三河地方各地に大きな被害をもたらした記録的豪雨において、豊田市街地では2日午後1時までの1時間に35ミリの雨を観測し、道路の冠水などの大きな被害が出ました。このとき豊田市では、前日の1日のうちに市立学校の臨時休校を決め、2日には市内全域に避難指示を発令するなど、豪雨に見舞われる前に最大の警戒態勢を取りました。

市がこうした態勢を取った背景には、5月31日昼頃、豊田市の気象防災アドバイザー（早川和広さん）からの「台風の接近に伴い、6月2日から1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される線状降水帯が形成される懸念もある」との助言でした。

この気象防災アドバイザーの長年の知見と気象台の情報を基にした助言を参考に、市は翌6月1日、対策会議を開催、市民の命を守るため、市立小・中学校など計104校を2日に臨時休校する方針をいち早く決めました。2日にはアドバイスが的中し、県上空に線状降水帯が発生、激しい大雨により河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で100件を超える建物などに被害が出ました。1級河川の矢作川も氾濫直前まで増水しました。学校の休校に加え、市が2日午後には市内全域に避難指示を素早く発令するなど最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えられました。

私たちの地域においても、異常気象による災害が発生する確率は年々増していると言えます。この異常気象による災害を事前に予測して適切に対応することにより、地域住民の生命や暮らしを守ることは自治体の大きな使命であります。

そこで、我が地域においても気象防災アドバイザーを採用し、異常気象による豪雨災害等に対して災害発生前からの適切な対応が取れる体制の整備も重要だと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 総務企画部長の答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 浅井まゆみ議員の気象防災

アドバイザーの採用についての御質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、豪雨災害の発生が予測される場合においては、早い段階から適切な警戒態勢を整えることが極めて重要です。

本市では、豪雨災害の危険性が高まった場合、県の防災関係部署、木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所、岐阜地方気象台から河川の水位や今後の雨量などの気象予測に関する情報を得るとともに、洪水や土砂災害等の災害リスクへの対応について助言を得ております。

加えて、本市は気象庁以上に多くの気象観測地点を有する株式会社ウェザーニューズと契約しております。同社からは、本市の気象特性や地域特性、さらには過去の災害発生状況を踏まえた各種災害リスクに関する情報が提供されており、他の自治体より詳細で多くの情報を得ることができております。これらの様々な情報を防災専門官を中心に防災危機管理室において集約することで、注意報や警報の発令を待つことなく、いち早く災害リスクに関する情報の発信や避難所の開設などを行うことができております。

その効果として、先月28日にはウェザーニューズから線状降水帯が発生するおそれがあるとの情報を得たことから、児童・生徒の安全を確保するため、気象庁が発表する前に小・中学校の授業を午前中で切り上げ、下校時間を早める措置を講じたところです。

このように、ウェザーニューズとの契約により、防災アドバイザーの採用と同等の気象予測及び災害リスクに関する情報を得られていることから、その採用は考えておりません。

なお、県では、防災気象情報に関するワークショップや災害対応職員のスキルアップ研修等の開催を促進するため、気象防災アドバイザーを市町村に講師として派遣する事業を実施しており、今後、その活用について検討してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

線状降水帯予測の半日前予測を府県単位で発表する運用が、まさにこの5月28日から始まりました。この28日には、東海地方でも線状降水帯が発生するとの予測が出ました。飛騨地方など、被害が出たとの報道もありました。

本市においては、ウェザーニューズからの情報で十分な情報を得られ、学校の下校時間を繰り上げていただいたということでもございました。素早い対応をありがとうございます。

本市ではウェザーニューズと契約し、過去の災害発生状況を踏まえた各種災害リスクの情報を他の自治体より多く得ているということでもございますが、県内の自治体で、このウェザー

ーニュースと契約している自治体というのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（橋本武夫君） 兒玉靖防災専門官。

○総務企画部総務課防災専門官（兒玉 靖君） ウェザーニュースと県内で契約している自治体があるかという御質問にお答えをいたします。

県内では本市を入れまして9自治体、8市1町が契約をしております。内訳は、海津市、羽島市、大垣市、各務原市、高山市、関市、可児市、恵那市、八百津町の8市1町であります。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

このウェザーニュースは気象庁より多くの観測地点を持っているということでございますので、また多くの災害リスクに対する情報も提供をされるということですので、大変いいなあということを思いました。

この災害発生時のときに、本市では指標、レベルを5段階に定めていると思うんですけども、第1レベルから第5レベルにおいて、それぞれの体制というものはどうになっているのか、お聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 兒玉靖防災専門官。

○総務企画部総務課防災専門官（兒玉 靖君） 本市のレベルに応じた体制の御質問に対してお答えをいたします。

レベル1. 準備体制といたしまして、総務課1名が市役所に登庁して情報を収集するというようになっております。レベル2. 警戒第1体制につきましては、総務課、消防本部、建設都市計画課の一部職員が登庁、レベル3. 警戒第2体制については、総務課、消防本部、文化・スポーツ課、企画課、財政課、農林振興課、観光・シティプロモーション課、建設都市計画課、教育委員会の一部の職員が登庁するようになっております。レベル4. 警戒第3体制につきましては、総務企画部、消防本部、市民生活部、健康福祉部、産業経済部、都市建設部、教育委員会の職員、ほかに各部課長が登庁するようになっております。最後、警戒レベル5. 非常体制につきましては、全職員が参集するような配備体制を取っております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それぞれの段階において、しっかりとした職員体制ができているということでございますので、よろしく願いいたします。

令和4年ですけれども、台風14号で、気象台の暴風警報の発表を待つことなく避難所開設などされましたけれども、そのときの状況を詳しく教えてください。

○議長（橋本武夫君） 児玉靖防災専門官。

○総務企画部総務課防災専門官（児玉 靖君） 令和4年度台風14号の対応についての御質問にお答えをいたします。

台風14号は令和4年9月20日の火曜日未明の3時頃、海津市が暴風域に入るとウェザーニューズから情報提供をいただいております。前日の19日月曜日は敬老の日で祝日ということで、土曜日、日曜日、月曜日の3連休の後の夜の対応ということで、防災危機管理室の対応方針として、19日15時には警戒レベル3、高齢者等避難を発表して市内避難所14か所を開設するということを決心しまして、市長に報告をし、承認をいただき、職員の周知をいたしました。

開設予定の14か所につきましては、小学校が10校、それから福祉施設が3か所、コロナ感染した方を対象に働く女性の家の14か所を開設予定といたしました。

また、避難所開設時刻を15時に決心した理由につきましては、市では台風接近に伴う避難所開設について2つのルールを決めております。まず1つが、暴風域に入ると予想される場合には開設をする。2つ目は、日没時間おおむね3時間前には開設をするというルールでございます。19日は日没が17時57分でしたので、そのおおむね3時間前、15時に開設をするという決心をいたしました。また、そのとき同時に気象台の暴風警報発表も恐らく夕方、15時ぐらいになるのではないかとすることは想定はしておりました。

当日、13時30分に避難所開設員を参集させまして、コロナ禍における感染防止対策の諸注意等を実施した後、資機材を配付し、開設準備に当たらせました。14か所の避難所、それぞれ15時前には開設準備が整いましたので、予定どおり15時に警戒レベル3、高齢者等避難を発表し、避難所14か所を開設いたしました。気象台からの暴風警報の発表は、本市が避難所を開設した後の15時6分に発表されております。

なお、避難者の数につきましては、14名の方が避難をされております。以上になります。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） 大変詳しい説明をありがとうございました。

あのときの素早い対応というものは、本当に児玉防災専門官の判断というものはすばらしかったなあと思いました。

気象防災アドバイザーは気象予測や防災対策の専門知識を持っており、災害の発生リスクや被害の予測を行うことができます。彼らの助言によって、被災地域のリスクマネジメントや防災計画の策定が効果的に行われることが期待されます。本市においても、昨年の地域防

災計画の見直しの中に、市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断を行うものとするがあります。

最近の気候変動や異常気象の影響により災害リスクが増加している現状において、気象防災アドバイザーの存在はますます重要性を増してきています。いざというときに素早い判断で助言をしてくださる気象防災アドバイザーの助言というものは、大変重要であると考えます。

兒玉防災専門官も、そのような知識をお持ちであり、大変心強く思っておりますけれども、さらに万全な体制を取っていくことも大切ではないかと考えますので、今後、気象防災アドバイザーを採用していただき、市民の安心・安全のためにさらなる体制づくりをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで、浅井まゆみ議員の一般質問を終わります。

◇ 小 粥 努 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、4番 小粥努議員の質問を許可します。

小粥努議員。

〔4番 小粥努君 質問席へ〕

○4番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問のほうをさせていただきます。

私の質問は2点、1点目、旧南濃中学校の跡地利用について、2点目、クーリングシェルターについて、質問相手はいずれも市長です。よろしく願いいたします。

では1点目、旧南濃中学校の跡地利用についてお伺いいたします。

今年度、旧南濃中学校の解体が行われることに伴い、5月4日に南濃中お別れイベントが開催され、卒業生や地域の方など1,000名以上の方がお見えになりました。また、開催に当たりイベントの運営を担ったボランティアの方も、準備と当日を合わせると100名近くの方に参加いただきました。

このイベントにおいて多くの方のお話をお聞きし、改めて地域の方など皆さんが南濃中学校への愛着をお持ちだったことを感じました。その中で、イベントの話を知るまで解体されることを知らなかったとか、地域での説明会をしてほしかったとの声もお聞きし、私自身、地域の皆さんへの説明などがまだまだ足りていなかったと反省しております。

そして、解体された後、どうなるのか、また跡地を地域や市のために有効に使ってほしいなどの声や、ここに南濃中があったという形跡を残してほしいといった思いも多くの方からお聞きしました。

学校の解体については、理由の一つとして、市にとって有利な合併特例債が今年度まで活

用できるというものですが、合併特例債とは、市町村合併時より20年間は新しいまちづくりのため、新市の建設計画に基づき実施する事業の財源として借り入れられるものです。これは、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税として国より措置される、言わば市にとって有利な財源となります。

一方、2016年に閉校となり、校舎の利活用を公募した際には語学学校の話もありましたが、合意に至らず、その後、夢づくり協働事業などでの活用もありましたが、継続には至りませんでした。そのようなことから、私としても校舎の解体をして、更地として新たな跡地利用を考えていくのは得策だと考えます。

そのようなことから、地域の皆様や卒業生の方々の思いも酌み取っていただき、今後の跡地利用について進めていただけることを期待し、お伺いいたします。

1つ、解体に向けてのスケジュールと今後の跡地の活用について、お考えをお聞かせください。

2つ、多くの方から少しでも南中がここにあったという形跡を残してほしいとの声がありますので、校歌の石碑などを設置し、土地の一角に学校をしのぶ場所を設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員の質問に対する総務企画部長の答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 小粥努議員の旧南濃中学校の跡地利用についての御質問にお答えをいたします。

旧南濃中学校跡地の利活用については、平成28年の廃校以来、地域の活性化や地域振興に資することを目的に3回にわたって広く事業提案を募ってまいりましたが、その目的の達成につながる提案はなく、利活用方法の決定には至っておりません。

その主な要因は、旧南濃中学校跡地と、その周辺の道路・河川の用に供される土地の分筆が行われておらず境界を確定できていないこと、また既存の建物の老朽化が進み、建物の存在自体が利活用の方法を限定していることの2点でありました。

このような状況に鑑み、利活用方法の幅を広げることで、よりよい提案を得られるよう分筆を行うとともに、建物の解体を進めているところであります。

解体工事のスケジュールにつきましては、工事請負契約の締結に関する議案を今定例会に上程したところであり、議決を得られた場合には速やかに着工し、9月頃には本格的に建物の解体作業に着手する予定です。年明けには外構の解体と整地を行い、今年度内の完了を予定しており、跡地の利活用に関する事業提案については、その後、改めて公募を実施してまいります。

次に、学校をしのぶ場所につきまして、当該跡地は長年にわたり子どもたちの成長と学びを育んできた場所であるとともに、地域の皆様にとってもたくさんの思い出が詰まった場所であることから、解体を惜しむ声をいただいているところであります。

議員仰せの校歌碑などについては、今後の解体工事の中で整地する際に一時的に移設した上で、跡地の利活用方法の検討に併せて改めてその設置について検討してまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） 解体に至る経緯やスケジュールについて御丁寧な説明をありがとうございます。

地域にとってよりよい利活用を皆様が期待しておりますので、よろしく願いいたします。また、それとともに、やはり地域の皆様とのいろんな対話や意見などもお聞きしながら進めていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その中で、多くの方から惜しむ声を頂戴しており、一角でいいので南中の跡地を残してほしいとの声もあります。

また、伺ったお話の中で印象に残っているのが、20代前半の方ですが、春の桜の咲いた時期に、毎年のようにお父さんやおじいさんと南中を見に来て写真などを撮っていたという方もいたようです。そして、南濃中学校の閉校に当たり、市が造られた校歌の石碑や正門にある歴史を感じる門柱など全部処分されてしまうのは悲しくもったいないので、もしものぶ場所を残していただければ、その場所の草刈りなどを有志で手伝ってもよいとの声もあります。

そのような地域の皆様の思いを鑑みますと、跡地の活用が決まったときに、その場所をどうするのか検討いただくとして、まずは今回、前向きにしのぶ場所の設置を進めていただきたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上にて南濃中学校の跡地利用についての質問を終わります。

では2点目、クーリングシェルターについてお伺いします。

近年では気候変動などの影響により猛暑が続いており、国ではこの4月から過去に例のない危険な暑さを想定した熱中症特別警戒アラートの運用を開始しました。また、各自治体においても、猛暑からの退避場所としてクーリングシェルターを設けるなどの対策が求められております。

令和5年4月の国会においては、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が成立され、これを改正気候変動適応法といい、今年4月からの全面施

行となりました。これにより、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げや熱中症特別警戒情報の創設、また市町村による指定暑熱避難施設、これをクーリングシェルターといい、市町村長がクーリングシェルターを指定することができるようになりました。

全国では近年、熱中症での死者がほぼ毎年1,000人を超えており、昨年5月から9月に救急搬送された方は9万1,467人あり、令和4年より2万438人増だったそうです。

当市においては30人の熱中症搬送があり、男性24人、女性6人で、死亡者はなかったようです。その発生場所は、住居が8人、屋外が15人あり、田畑での作業や工事現場での仕事、また営業の外回り、グラウンド等の競技場での屋外での発生が多かったようです。

昨年には知り合いとの話題で、熱中症になり、救急車は呼ばなかったものの、大変な思いをしたというお話も数名の方からお聞きしました。そのようなことから、熱中症予防として暑いときなどに気軽に涼むことのできる場所が市内に多くあるとよいのではないかと考えます。

そこでお伺いします。

1つ、当市でのクーリングシェルターの設置についての現状と今後の計画などについてお聞かせください。

2つ目、他市町において、クールステーションやクールスポットなど民間事業所とも協働し、市内に100か所以上指定している自治体もありますが、民間と連携した取組も進められるとよいかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（橋本武夫君） 市民生活部長の答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 小粥努議員のクーリングシェルターについての御質問にお答えします。

近年の気候変動の影響による気温の上昇は、温暖化を超えた地球沸騰化と称されており、平均気温は今後もさらに上昇し続けると予測されております。

本市における過去3年間の熱中症状による救急搬送の件数は、令和3年度に12件、令和4年度に26件、令和5年度に30件が発生しており、増加傾向にあります。

議員仰せのとおり、熱中症特別警戒情報の発表により開放することとなるクーリングシェルターは、夏場の暑い時期において市民の健康と安全を守り、熱中症被害を最小限に抑えるため重要なものであると考えております。

本市においては、この夏を迎える前にクーリングシェルターを指定すべく準備を進めてきたところであり、今般、海津総合福祉会館ひまわり、SSドローンプラザ、南濃総合福祉会館ゆとりの森、みかげの森プラザしもたど、働く女性の家の5施設を先行して指定すること

としました。今後、速やかにホームページ等で広く市民に周知をしてまいります。

また、市内の国有施設、県有施設につきましても、クーリングシェルターの設置に御協力いただけるよう働きかけてまいります。

あわせて、民間事業所においても設置を促進していく必要があることから、今後、クーリングシェルターの設置に賛同する民間事業者の募集を行い、官民一体となって設置の拡大を図ってまいります。

以上、小粥勉議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） クーリングシェルターのほう早々に設置いただけたとのことで、ありがとうございます。

私自身も熱中症になった経験もあり、頭痛がひどく、意識ももうろうとして動けなくなったことがありました。また、昨年になりますが、知り合いの御年配の方が買物に行き、帰り道で気分が悪くなり、近くにあった知り合いの電気屋さんで休ませてもらって助かったとの話もお聞きしました。

まずは公共施設でとのことですが、市内に少しでも多く設けることで市民の皆様もより安心でき、また熱中症の予防や重症化を防ぐこととなると思いますので、民間事業所との連携もスピーディーに進めていただきたいと思います。

そこで、シェルターを設置することは、答弁にもありました市民の健康と安全を守ることが目的となりますが、熱中症では予防するための周知や啓発も大切かと思います。特に重症化しやすい高齢の方などへの啓発として、民生委員や福祉推進委員さんなどが見守り活動と併せて啓発活動を行っている自治体もあるそうですが、当市において高齢者等への周知や啓発はどのように進めていますか、お願いします。

○議長（橋本武夫君） 原田憲健康課長。

○健康福祉部健康課長（原田 憲君） お答えさせていただきます。

健康課では、これまでも関係課や民生委員とも連携し、普及啓発を行ってまいりました。今年度からは、支援を必要とする高齢者を対象に普及啓発物品として、26度から46度まで測れる簡易温度計と、熱中症対策に必要な水分補給などの予防や対処方法が簡単なイラストで表示されている熱中症予防カードや啓発リーフレットを社会福祉協議会やケアマネジャー、介護保険事業所などに御協力いただき、配布する計画でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） 包括的に周知や啓発に取り組んでいただけるとのことで、ありがとうございます。

熱中症への意識もまだまだ低いのではないかと感じていますが、対処が遅れたり間違っていると重症化のリスクも高く、また死亡につながる危険性もありますので、周知や啓発の強化をよろしく願いいたします。

では、2点目ですが、本市が取り組む高齢者等への周知や啓発についてはよく分かりましたが、広く市民に周知や啓発を行う手段として、熱中症にかかる方を減らし、亡くなってしまふ方をゼロにすることを目指し、熱中症の症状の把握、予防、対策などがインターネットサイトで確認できる日本気象協会が推進する「熱中症ゼロへ」プロジェクトがあります。岐阜県でも、岐阜市や多治見市、恵那市などが協賛しておりますので、当市でも熱中症ゼロを目指し、市と市民の意識の向上を高めるためにも協賛されてはいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 原田憲健康課長。

○健康福祉部健康課長（原田 憲君） お答えさせていただきます。

「熱中症ゼロへ」プロジェクトの協賛につきましては、近隣市町の動向を見ながら、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） 一応検討課題ということですが、ぜひそういった広く周知をするためにも、よろしく願いいたします。

熱中症は予防が大事だと思いますので、様々な形で啓発できるように、またこのようなところに参画することにより、広く市のアピールにもつながるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

では、3点目に移りますが、熱中症予防や対策には、一般的にまだまだ知識が追いついていないように感じております。

そこで、当市も協定を結んでいる大塚製薬（株）さんは、令和5年7月に国とも熱中症対策の連携協定を結んでおり、自治体との熱中症予防等の活動を積極的に行われているようです。他の自治体では、大塚製薬（株）さんが行っている熱中症対策アンバサダーの養成講座をスポーツ少年団の指導者の方や福祉関係者の方など幅広く推奨し、育成しているところもあります。

当市では、この取組を行っていくお考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（橋本武夫君） 奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えさせていただきます。

本市と包括連携協定を締結しております大塚製薬（株）とは、本年度、女性の健康支援及

び活躍推進に関することとしまして、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するために葉酸サポート事業を進めているところでございます。

議員仰せのとおり、熱中症対策アンバサダーの養成講座につきましては、熱中症対策の啓発、普及活動を行う際に必要な専門知識を学ぶことができる講座というふうになってございます。講座を修了された方は熱中症アンバサダーとして認定されることにより、周囲の人々に対する声かけの輪を広げることが期待できます。

本市におきましては、来年度に向け、スポーツ少年団の指導者などを対象とした本講座の開催を計画しているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） 気象庁でも、この夏も暑くなると予測されております。国でも、近年の気候変動による熱中症対策において、各自治体への強化が促されております。冒頭にも申しましたが、熱中症により全国で1,000名の死者が出ており、市民の皆様の健康と安全を守るためにも官民一体となり予防の周知や啓発、熱中症対策の人材育成、そして市内に少しでも多くのクーリングシェルターを設置いただけるよう、よろしく願いいたします。

以上にて終わります。

○議長（橋本武夫君） これで、小粥努議員の質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩いたします。

（午後2時10分）

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時24分）

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（橋本武夫君） 8番 伊藤久恵議員の質問を許可します。

伊藤久恵議員。

〔8番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○8番（伊藤久恵君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

要旨、スクラップヤードについて、質問相手は市長です。

1. スクラップヤードについて。

スクラップヤードとは、解体された自動車部品に限定せず、広く使用済みの物品や再生可能な資源物を屋外で堆積や保管する施設のことをいいます。

再生資源物を保管しているスクラップヤード（以下「ヤード」）をめぐって、騒音や悪臭などのトラブルが相次いでいる千葉県で、都道府県として初めて新たなヤードの設置を許可制にするという条例が成立しました。条例は、金属やプラスチックなど再生資源物を保管しているヤードを規制するもので、令和5年10月11日の千葉県議会で全会一致にて可決され、成立しました。

こうしたヤードは、一昨年時点では全国ではおよそ800か所が確認されていますが、千葉県内にはこのうち令和4年3月末時点で332か所が設置され、一部の不適切なヤードでは騒音や悪臭、火災などが発生し、周辺の住民とトラブルになっていました。

この条例では、こうしたヤードを新たに設置する場合に県の許可が必要と定めているほか、許可申請の前に住民説明会を開催することなどを義務づけています。さらに、再生資源物が適切に保管されていない場合は県が改善するよう命令を出し、命令に従わない場合は許可の取消しや罰金を科すことなども規定されています。こういった条例は、千葉県のほかにも山梨県、茨城県、また千葉市、さいたま市、常陸大宮市などにおいても制定されています。

私たち海津市民にとって、近所に何の前触れもなくヤードが設置され、重機の騒音や悪臭などがしてきたら、中で誰が何をしているのかと不安や心配になるのは当然ではないでしょうか。そのような市民の不安を取り除き、生活環境を保全しつつ安心して生活できるようヤードの規制も必要ではないかと考え、質問させていただきます。

1. 本市にヤードは何か所くらいありますか。また、そのヤードに対して現地調査はされていますか。その現状を教えてください。

2. 住民からヤードに対しての苦情はありますか。あるならば、その内容と対応はどのようにされていますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員の質問に対する市民生活部長の答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 伊藤久恵議員のスクラップヤードについての御質問にお答えいたします。

ヤード施設については、その設置に当たって市への届出等の義務がないため全体数は把握できておりませんが、県からの情報提供や職員による見回りにより、現在23か所の設置を確認しております。

これらのヤード施設に対する騒音、振動、悪臭などに関する苦情は、令和元年度と令和2年度はなく、令和3年度は2件、令和4年度は3件、令和5年度は4件寄せられております。

市としましては、このような苦情が寄せられた場合、通報者から詳細を聞き取るとともに、職員が現地を訪れ、苦情の発生原因の特定を行っております。そして、ヤードの責任者に対

して、近隣住民からの苦情内容を伝えるとともに、その是正に向けた対策の実施を要請しており、その後、定期的には是正状況の確認を行うことで改善につなげております。

今後も、この取組を継続するとともに騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法などの規制基準値を超える事態が発生した場合には、それぞれの規制に関する法律に基づいて厳正に対処してまいります。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員。

○8番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

今のお話をお聞きしまして、ヤード施設というのは市への届出義務がないということで全体数が把握しにくいということですが、県の情報とか市の職員の見回りによって、今現在23か所のヤード施設を確認しているということ。そして、ヤードに関する苦情の件数は、令和元年、令和2年はゼロということですが、令和3年、令和4年、令和5年と徐々に増えてきているということなんですよ。市のほうでは、苦情があったときは職員が出向いて、通報者からの詳細を聞き取って、ヤードの責任者に対して近隣からの苦情をお伝えし、対策してくださいと要請しているということを今お聞きしました。本当にいつも御苦労さまでございます。大変なお仕事をしてくださっているなと思っております。

ただ、その事業者に要請しても、じゃあすぐに改善されるのかなといえば、そんな簡単なことではないんじゃないかなと思うんですね。今回、この通告書において千葉県議会での条例がつけられた背景について述べましたけれども、ただ単にヤード条例をつくってほしいからという目的で質問しているわけではありません。実際に海津市内で集落の中で空き家になりまして、そこに鋼板とか壁みたいな、ヤードですよ、いわゆる。それが設置されまして、突然。回収してきた雑品とか、例えば自転車とか、農機具とか、次々に運び込まれてくるという、そういうような、あまり詳しいことは、個人情報ですので詳細については差し控えますけれども、近隣住民からの苦情も相次いで、市の環境課も何回も見に来ていただいたとお聞きしておりますし、夜間に悪臭がして警察が見回りをしてくださったりとか、要請してお願いして終わるようなことではないと思うんですよ。

そういう苦情が、市民の方から安心・安全に生活ができるように条例化するとか何か対策してくれないかということをお願いをされました。また、ヤードの増加を私自身もとても危機感を感じております。そこで、この一般質問をさせていただくことにいたしました。

市民の方のヤードに対する意見を伺ってまいりました。5点ほどあったんですが、まず1点目として、地域住民に対して事業主から、どんな事業をするんですということをちゃんと

事前説明してほしいと。何かあったら連絡が取れるように、またコミュニケーションが取れる状態にしてほしいということ。

それから、2点目といたしまして、騒音とか振動、また悪臭などの発生があっては困るので、住宅地からはちょっと遠く離れた土地、千葉県の条例ですと100メートルぐらい離れたところがいいと言われてはいますが、近くに、お隣にできたことを想像しただけでもちょっと心配になりますよね。

3番目といたしましては、民家と隣接していて油漏れなどからヤード火災が心配だということをおっしゃいました。十分の配慮をしてほしいと。全国でヤード火災が起きておりますけれども、この近くでは4月8日に弥富でありましたし、5月5日、鈴鹿で。鈴鹿のときは15時間にわたって燃え続けまして、お隣で火災が起きたらどうするだろうなという感覚でございます。

4番目といたしまして、油とか汚水とか薬品などの、そういう垂れ流しとってはあれですけど、土地の汚染がないようにしてほしいということ。

それから、5番目として、設置は許可制としてほしいということですね、ヤードの設置。土地の持ち主がころころ変わったものですから、設置許可を取っても、また次の業者というふうには、数年ごとに更新するということをしてほしいと。このような要望を市民の方からお聞きしてまいりました。

ここで質問ですけれども、これらのように市民からの苦情、要望も本当に切実だなと思うんですが、海津市ではまだヤードに対する苦情の件数も少ないかもしれませんけれど、しかし事業者には苦情内容を伝え、対策を要請するしかできない。それで改善されるのか、それでいいのかということを、行政のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本武夫君） 高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

スクラップヤードに保管されております回収物につきましては、廃棄物ではないことから施設設置に当たっての規制はなく、適正に管理が行われたとしても、感覚公害として不快と感じる方もいらっしゃいます。また、集落内にあるヤード施設によっては、散発的ながらも作業騒音等に対する苦情もございます。

議員仰せのとおり、千葉県を中心とする関東圏域におきましてはスクラップヤードに関する課題が多くございます。本市におきましても、ヤードに関する様々な事例などの情報を収集しまして、事業者に対しまして周辺の生活環境に与える影響をしっかりと理解していただきますよう、業者のほうに説明してまいります。あわせて、定期的な職員による巡回を継続しまして、不適切なヤード事業者につきましては、現行法令に基づいて厳正に対処してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

今までどおり、職員による巡回と厳正に対処していただくということなのですが、ここで誤解がないようにちょっと付け加えたいんですけど、全てのヤードが不適切なヤードではなくて、やっぱり一部だと思うんですね。逆に不適切なヤードだと誤解されて被害を被っている業者もあるということですので、ここで一言付け加えておきたいなと思うんですが。

では、その不適切なヤードの問題なんですけど、全国の今の現状を見てみますと、5月2日のヤフーニュースなんですけど、「金属スクラップ保管ヤード問題、自治体で規制条例相次ぐ」とありますが、その記載された内容ですけれども、悪質な一部の業者は法令を守らないだけではなく、普通よりも高い値段で雑品スクラップを買いあさり、必要な金属だけを取り出して残ったスクラップの山を放置したまま行方をくらます事例もあると。そして、その地域に条例が施行されると、条例がまだ施行されていない地域へ流れていき、そこで新たにヤードを造っているのが現状なんだということが記載されておりました。このように、一部ですけど悪質なヤードというのは、ヤード条例の網をかいくぐって転々と移動していくということなんです。

では、この近隣の県での状況を見てみますと、そもそもなぜ不適切なヤードが増えたのかということ、中国が固体廃棄物の輸入禁止を講じたことによって、日本国内でヤードが増えました。必要な金属だけ取って送るといって、そういう場所なんですけれども、今までは首都圏に多かったんですけど、最近では名古屋とか飛島などの港に近い愛知県や三重県にもヤードが広がってまいりました。愛知県では令和元年、三重県では令和3年、既にヤード条例が制定されました。

では、海津市ではどうかというと、海津市では今、土地の広い空き家とか空き地が本当に増えてきています。特に海津市においては土地の価格も安く手に入りますので、不適切なヤードの建設という危機感が本当に迫っているのではないかなと思うんですね。ここが問題だと思うのは、特に岐阜県にはヤード条例が制定されていません。だから、名古屋とか飛島の港に近い、そして岐阜県内であるこの海津市は、とても狙われやすいのではないかなと思うんですね。

そこで質問です。

このような本市の置かれた状況を踏まえて、行政の意見をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（橋本武夫君） 奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

ヤードに関する苦情につきましては、隣の愛知県や三重県、あと関東方面でも大きな話題となっているということは承知をしてございます。

今後につきましては、環境パトロールを通じましてヤード及びヤードにおける周辺環境の変化等にも注視をしていきまして、特に疑わしい状況、状態のほうが発見された場合には、速やかに対応を図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

速やかに対応していただくということで、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後にですけど、私はこのヤード条例を制定してほしいと県のほうにどんどんプッシュされたらどうかなと思うんです。不適切な事業者によるヤードができてしまってからでは遅いんですよね。市民の不安や心配を取り除くため、市長のおっしゃる子育て世代に選ばれるまちづくりを本当に実現したいのでしたら、いきなり隣にヤードか分かりませんが、そういう施設ができる、不適切なヤード設置をやっぴり未然に防いでいただきたいと思います。そして、抑止力としていち早く、できるならば本市としてヤード条例を制定することを切にお願いして質問を終わりたいと思います。簡単なことではないと思いますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目です。

コミュニティバスについて、質問相手、市長です。

令和3年第2回定例会において、名古屋市との直線距離が近いにもかかわらず、名古屋市への交通アクセスは遠回りを強いられ不便である。愛知県への直通バスを運行はできないかとの私の質問に対し、名古屋圏へのアクセスバスの実証実験は令和6年度からの計画でありましたが、市長から、一年でも早く、一か月でも早く、一週間でも、一日でも早く前倒しして実施するよう努めると答弁をいただきました。若者の流出をまずは止めたいという、その思い熱く語られ、市長は有言実行されました。

名古屋圏へのアクセスバスの実証実験運行には、多くの関係機関との協議が必要だと聞いていました。乗り入れ先が県外であること、また鉄道事業者や運輸局等、様々な協議を経ながらスピード感を持って取り組み、早期実現に至りました。そして、令和5年9月29日にはコミュニティバス海津津島線の開通セレモニーが開催され、同年10月1日から令和7年3月31日までの実証実験運行が始まりました。

その後、半年以上が経過し、今年の4月になってからは9人乗りのジャンボタクシー1台では乗り切れないときもあるという、うれしい悲鳴も聞こえてきています。名古屋圏からの

誘客や利用者の拡大が市の活性化とにぎわいの拡大につながると考えています。さらなる市民のニーズへの対応も含め、利用拡大に向けた改善が必要だと思っておりますので、質問させていただきます。

1. 通学・通勤の定期券を購入されている方が約30人いらっしゃるかと存じております。この方々の通学・通勤への影響などを考慮すると、コミュニティバス海津津島線は実証実験期間終了後、本格運行すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

2. 本格運行となる場合には、ジャンボタクシーではなく、新しいバスを購入する予定なのでしょうか。購入するのなら、市の観光を促進するための広告ラッピングをバスに施すのはいかがでしょうか。

3. 現在のコミュニティバスは、海津市役所を乗り継ぎ（ハブ）拠点として利用されています。ところが、市役所の駐車場では、一般車両や来庁者の通行、さらには複数のバスの運行が重なり、時に混雑する状況が生じています。このため、将来構想としてバスターミナルの整備を検討されてはいかがでしょうか。市長のお考えをお示してください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 市長の答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 伊藤久恵議員のコミュニティバスについての御質問にお答えをいたします。

まず実証実験終了後の海津津島線につきまして、コミュニティバス海津津島線は、市民の名古屋圏への交通アクセスの向上と名古屋圏からの観光誘客の促進を目的に昨年10月に実証運行をスタートいたしました。本年5月末までの総利用者数は8,551人となっており、コミュニティバス全5路線の中で、お千代保稲荷線に次ぐ2番目に利用者の多い路線となっております。

特に、新年度を迎えた本年4月には多くの通学・通勤定期の購入があったこと、また休日の路線をお千代保稲荷まで延伸したことなどにより利用者数が大幅に増加したところであります。

名古屋圏への交通アクセスの改善と名古屋圏からの観光誘客に向けた新たなバス路線の設置は、その実現に特に力を入れてきた公約の一つであり、実証実験後の正規路線化をぜひとも実現したいと考えております。

しかしながら、正規路線として運行するためには、クリアしなければならない2つの大きな課題があるところであります。

その一つは、収支の改善であります。

海津津島線は、運行経費に対する運賃収入の割合である収支率を15%以上とすることを目指し、利用者数の目標を月間1,500人、1日当たり50人としたところであります。5月の利用者につきましては、この目標を達成する延べ1,843人、1日当たり60人となったところでございますが、定期券の購入が予想を上回り乗客単価が低下したこと、乗客定員を超える利用者が発生する場合に備え、混雑する時間帯に車両2台で運行するなどの臨時措置を講じたこと、また休日の路線をお千代保稲荷まで延伸したことなどにより、年間に換算した運行経費は1,400万円増加し、4,900万円程度になる見込みであります。

これにより5月の収支率は約8%にとどまっており、改めてデータを収集・分析する必要があることから、実証実験の実施期間を1年間延長し、令和8年3月末までとしたいと考えております。

もう一つの大きな課題は、輸送需要に見合った車両の確保であります。

混雑する時間帯の定員超過に鑑み、バス車両の購入を検討する必要があるとございますが、新たなバス車両を購入する場合、1台当たり約2,000万円の高額な費用とともに1年以上の納車期間を要するところであります。このため、市内全体のコミュニティバスの利用状況を精査し、他の路線で使用するバスと車両を入れ替えることで対応できないかを検討してまいりたいと考えております。

こうした状況を総合的に踏まえ、正規路線化につきましては、実証運行終了の半年前となる令和7年9月をめどに判断してまいります。

なお、正規路線として運行する場合は、本市の認知度向上と本市への誘客促進を図るため、議員御提案のとおりラッピングを施した車両により運行してまいりたいと考えております。ラッピングに当たっては、岐阜市の信長バスや伊賀市の忍者バスのように、インパクトを与え、乗ってみたい、本市を訪れてみたいと思わせるものを検討してまいりたいと考えております。

次に、バスターミナルの整備につきまして、市役所は海津津島線、駒野線、石津線及びお千代保稲荷線に加え、名阪近鉄バス海津線が乗り入れる公共交通のハブ拠点となっております。これらのバスが複数台乗り入れる朝夕の時間帯には来庁者の車も多く、混雑するところであります。

そのため、バスが安全に転回できる専用レーンやバス利用者の駐車場を整備し、市民が安心してバスを利用できるハブ拠点に見合ったバスターミナルを整備する必要があると感じており、その際には併せて商業施設や飲食施設などを整備して、にぎわいの創出にもつなげてまいりたいと考えております。

しかしながら、バスターミナルの整備には財源や用地の確保といった課題が数多くありますので、将来的な実現に向け、今後検討を進めてまいります。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[8 番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員。

○ 8 番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございます。

1 つ目のコミュニティバス海津津島線について、正規路線化するため御尽力くださいまして、誠にありがとうございます。

私はかねてから、名古屋圏に背を向けての海津の発展はないと思っておりました。今のコミュニティバスの利用者の数から見ても確かにニーズがあったし、津島とか弥富、一宮、そして名古屋方面、アクセスは本当に重要であり、かつ適切だったと思っています。海津の東の門が一つ開いたような、そんな気がいたします。そして、陸の孤島ではなくなりつつあるのかなということも感じております。

しかし、今、市長がおっしゃいましたように、数々の課題の中、特に財政面、収支の改善が必要とおっしゃいました。また、バスの配置換えとか新たなバスの購入についての検討など課題は幾つかまだございますけれども、それらをクリアしていただき、通勤・通学の方が安心して乗っていただけますよう正規路線化を実現していただけますようお願いいたします。

2 点目といたしまして、正規路線化したバスに海津の観光をPRするためのラッピングをお願いしたところ、市長の答えの中に岐阜市の信長バスとか伊賀市の忍者バスのような大変インパクトのあるものをイメージされているのをお聞きして、ちょっとうれしくなっていました。海津に行ってみたいなと思っていただけるようなラッピングをお願いしたいと思います。愛知県で海津の観光をPRできる、とてもすてきなことだと思います。よろしくお願いたします。

それから、3 点目の海津市役所前のハブ拠点としてのバスターミナル化についてですけれども、路線も増えましたし、市役所の駐車場が混雑する時間帯には、私も車で入ってくる時徐行はしていますが、何か危ないなあと感じることも多々ございます。市長はバスターミナル化に対して商業施設とか飲食施設なんかもということをおっしゃいましたけど、整備するというので。また、未来構想をお聞きしていて、より海津が発展していくんだなという、そういうイメージングができました。市役所のバスターミナルで乗り換えて、そして海津の地方のほうへでも足を伸ばしていただける、そういう海津市を網羅したコミュニティバス、そのハブ拠点になることを願っております。

最後に1 点ですけど、お尋ねというか提案でございますけれども、駒野工業団地に株式会社ジーテクトと株式会社湖池屋が進出されます。今、進出、建ってきましたけれども、株式会社湖池屋のほうでは、オリジナルポテトチップスの体験型施設「GOGO!ファクトリ

一」ができるとお聞きしておりますけれども、これも観光の目玉の一つになると思うんですね。

ですから、本当に期待もしておりますし、ぜひコミュニティバスを、駒野駅からか分かりませんが、駒野工業団地への延伸というんですか、延ばしていただく、そのようなことはどうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（橋本武夫君） 横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 湖池屋のGOGO！ファクトリー、またジーテクトにおきましても工場見学施設にたくさんの方に来ていただきたいと、そういう思いを持った駒野工業団地の2社でございます。

私も、たくさんの方のところで産業観光の面で非常に期待をしているということを申し上げております。どの路線になるかは分かりませんが、必ずコミュニティバスが停車するような、そういったバス停を設けてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤久恵議員。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。力強いお答えをいただきまして、本当にうれしく思います。

駒野駅から駒野工業団地まで延伸についても本当に検討していただけるということ、どうぞどうぞよろしく願いいたします。

コミュニティバスについての質問ですが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで、伊藤久恵議員の質問を終わります。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、12番 川瀬厚美議員の質問を許可します。

川瀬厚美議員。

〔12番 川瀬厚美君 質問席へ〕

○12番（川瀬厚美君） 議長の許可の下、1点の質問をしたいと思っております。

要旨、国策、減農薬・減化学肥料、市の取組は、質問相手は市長であります。

質問内容、農林水産省は2021年、農業の脱炭素化に向けたみどりの食料システム戦略を策定した。政府は、食の安全・安心や生物多様性の意識の高まりに加え、近年、カーボンニュートラルの面でも厳しい目を向けられているからだ。2050年までに化学農薬の使用量50%低減、化学肥料を30%低減、さらには有機農業を100万ヘクタール、耕地全体の25%にすると打ち出した。が、ロシアのウクライナ侵攻により原材料の多くが高騰し、有機農業を早期に

進めなければならない必要性は高まるが、思うようには進んでいない。

その必要性とは、農薬が開発されて70年がたつ。殺虫・殺菌など効果は高かったものの、いまだに環境汚染が続き、生態系や人体への悪影響は計り知れない。

2021年、ショッキングな論文が公表された。それによると、日本人の赤ちゃん約1,000人のおむつ（尿）から高率のネオニコチノイド系農薬（以下「ネオニコ」）が検出され、母子間での日常的な農薬移行の実態が明らかとなった。

2015年以降、農薬の残留基準値が緩和された。その結果、ネオニコの使用量が増加して日本中の河川を汚し、水道水から当たり前に農薬が検出され、深刻な問題となっています。ほとんどの化学物質は、いとも簡単に胎盤を通過し、高濃度となって母乳に入ります。胎児期、新生児では脳も未発達のため、化学物質が脳に入り込み、これらの成分は神経毒のため脳に影響を与え、発達障がいの子が増えたのではないかと、動物実験を通じて研究結果を出された神戸大学大学院農学研究科 星信彦教授が言われました。

星教授の研究では、ネオニコの一種の成分を、無毒性と言われる容量を妊娠、授乳期の母マウスに投与し、ひ孫世代まで調べた結果、孫世代までに神経発達の変動が起きたそうです。

ネオニコとは、1990年代にニコチンの構造を基に開発された農薬の成分で、世界中で最も使用量の多い殺虫剤。農薬メーカーは、人体内に蓄積されることはなく、ペットにも安全であると主張してきたが、害虫だけでなく蜜蜂など受粉に必要な生き物さえも大量に死滅させ、生態系への影響が甚大であることが分かってきた。カメムシの防除にも広く使用されています。

欧米諸国では、いち早く農薬の規制がされ、がん患者が減少していると言われるが、緩和された日本では3人に1人ががんになると言われています。男性の精子が1億から8,000万に減っていると研究結果が出ています。

化学合成農薬が使用されるようになって70年が過ぎ、人類はようやく農薬の本当の姿を理解できるようになってきた。環境汚染と健康問題を先送りしてはならない、真剣に考えるときが来たと星教授が言われます。

これらの現状に危機感を持ち、取り組む市町も多い。加茂郡白川町では、服部晃さんらのハートネットなるグループが30年も前から取り組み、今は町の給食にオーガニックの米や野菜が多く使用される。愛知県東郷町でも取組が進められています。以前、松岡議員の一般質問でも述べられた千葉県いすみ市は、人口3万6,000人、学校給食に有機米を使用して、差額分の500万円ほどを市の財源で補っております。岡崎市もオーガニックのまち宣言と、今年になって新聞報道されておりました。瑞穂市もオーガニックを進めると、市長が活動を展開してる女性のFさんに約束、毎週金曜日には瑞穂市役所でオーガニック野菜が販売されております。JAぎふ組合長もオーガニックに力を入ると公言している。JAにしみのも、

みどりの食料システム戦略に鑑み、土壌診断を呼びかけ、また「顔が見える野菜」に取り組む。

今や21の県でオーガニック宣言のまちの名のりを上げる。今年3月には、海津市総合福祉会館ひまわりで、市民団体の主催で名古屋経済大学から栄養学の先生を招き、より安全・安心な食材を使った料理教室が、親子40人が参加して開かれました。その様子は大垣ケーブルテレビで放映された。

市長は「若者に選ばれるまち」と掲げ、海津市への若い移住者には最高150万円の支援をすとしておられます。それも大きな魅力でありましょう。が、今、広く現状を捉え、「子どもたちにより安全・安心な食事を」と掲げ取り組むことも子育て中の若い親さんに魅力になると思います。

そこでお尋ねをいたします。

学者の研究結果や他市町の動向の現状を捉え、安全・安心な野菜作りの生産者の育成が必要と考えますが、いかがでしょうか。減農薬・減化学肥料に対する市の方向性を伺います。

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員の質問に対する産業経済部長の答弁を求めます。

安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） 川瀬厚美議員の減農薬・減化学肥料の取組についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、安全・安心な食品を求める消費者の声の高まりにより、化学肥料や農薬の使用量を低減した農業を目指し、全国で取組が進められております。

県においては、平成11年から化学肥料や農薬の使用量を30%以上削減するぎふクリーン農業を推進しております。令和元年度の化学肥料と農薬の出荷量は、平成6年度と比較して6割減少しており、使用量の削減に大きな成果を上げております。

本市におきましても、岐阜県やJAと連携し、平成13年からトマトやキュウリなどの栽培において、ぎふクリーン農業の取組をスタートしており、現在も積極的な取組を継続して実施しております。

また、令和5年3月には、消費者に安全・安心な食料を供給できるよう岐阜県と県内の全市町村が共同で、岐阜県みどりの食料システム推進計画を策定いたしました。この計画では環境負荷低減農業の推進を掲げており、化学肥料と農薬の使用量を低減し、適正量を施肥する仕組みを構築するため、市町村が実情に応じて土壌診断などに取り組むこととしております。

本市におきましては、この計画を推進するため、トヨタ自動車株式会社との間で同社の有する土壌分析技術の活用を盛り込んだ農業を通じた地域社会の形成・振興に関する協定を昨年7月に締結したところです。この協定に基づいて、本市に広がる圃場の土壌分析を行い、

土壌の状態を把握することで、化学肥料・農薬の過剰な使用を抑え、環境負荷の低減につなげてまいりたいと考えております。

今後も、民間企業と連携しながら、化学肥料・農薬の使用量の低減を図ってまいります。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 答弁には、平成13年からトマトやキュウリの栽培において、ぎふクリーン農業の取組を始め、現在も継続しているということでしたが、市民の多くが知らないことと思います。これまで海津市ではどのように広く市民に対して啓発活動を進めてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申しましたとおり、市では県やJAの指導の下、化学農薬や肥料の使用量を30%以上減らすというぎふクリーン農業の実践を平成13年から進めてきております。

また、農業振興対策事業として、農業団体が安全・安心な農産物の安定供給を図るため、ぎふクリーン農業の生産拡大を推進することを目的として機械等の効果的な導入に対し支援を行い、制度の周知に努めてきたところでございます。

そのほか、道の駅の直売所におきまして安心・安全な農産物を提供することで、多くの方々にPRを行ってきたところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） しかし、減農薬・減化学肥料の取組を進めるには、対応する機械の導入など、それなりの費用がかかるのではないかと思います。市として農業者の経済的な負担を軽減する措置は考えているのか、お尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、費用についての経済的負担につきましては認識しているところでございます。取組を進めるに当たりまして、肥料や農薬を控えめに使うことで生じる作物の減産ですとか、それを補う新たな農業技術の導入費用といったことが考えられると思います。

そのため、市としましてはスマート農業等推進対策事業を創設しまして、さらに今年度、その事業につきましては農業者の方々の経済的な負担を軽減するため、事業採択の要件を緩和して農業者の経済的負担の軽減に努めているところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 多くの赤ちゃんからも検出され、水道水からも検出されているネオニコチノイドの使用に伴う市の対策はどのようなものか、お尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、国のみどりの食料システム戦略におきましては、2050年までに目指す姿としまして、化学農薬は2040年までにネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくても済むような新規農薬を開発するというところでございますし、また2050年までに化学農薬使用量の50%低減を目指すところと記載されているところでございます。

このネオニコチノイドにつきましては、優れた殺虫・駆除能力を持つ一方で、その生態系への影響が指摘されております。したがって、農薬の使用に伴う影響を正確に理解していただくような啓発活動が必要であると考えております。

農業者の方にはネオニコチノイドの影響についての情報を提供するとともに、ネオニコチノイドに代わる環境に優しい害虫駆除・防除の方法について、その情報提供につきましては、今後、国の動向を注視するとともに、県やJAなどと連携しながら引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 食の安全について、JAと連携し、どのように進めていくのか、取組があるのか、お尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

まず、農業生産者が安全で環境負荷の少ない農産物を生産できるように、これにつきましては今後も県やJAと連携しながら化学肥料や化学農薬の使用量の低減への取組を進めていくとともに、それに必要な支援の在り方などにつきましては、これからJAと情報共有を図りながら、持続可能な農業の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 他市町では給食にオーガニックの米や野菜が多く使用されており、生産者を育てることでともに大きな成果を上げております。市の考えをお尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、安全・安心な食料の供給を図っていく上で、化学肥料、化学農薬の低減により病虫害の発生ですとか収穫量の確保など、様々な課題があるということは認識をいたしております。そのため、有機農業者の数はまだまだ少なく、有機農産物を安定的に供給できる体制が整っていない状況にあるという認識でおります。また、一般的に食品単価の高いオーガニック食品等の使用につきましては、食材費の負担の増加も考えられます。

このような課題がある一方で、安全・安心な農産物を提供できる体制づくりにつきましては、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指す本市としましては取り組んでいく必要があるものと認識しておりまして、今後は教育委員会と連携を図りながら、できることから進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 引き続き支援をお願いしたいところであります。

最後に、この減農薬・減化学肥料の取組を今後どのように発展させていくつもりか、お尋ねをします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

本市におきましては、県やJAの指導の下で進めてまいりましたぎふクリーン農業を農業者の方々に引き続き行っていただくこと、また岐阜県みどりの食料システム推進計画を進めるに当たり、トヨタ自動車が開発を手がける土壌分析技術を活用し環境負荷の低減に取り組むことで、海津市の農業施策を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 川瀬厚美議員。

○12番（川瀬厚美君） 海津市として取り組む姿勢を前面に出していただきたいと思っております。

輸入する小麦のほとんどが除草剤が含まれている。成分が含まれている。そして、日本で販売されている食パンからも検出されている。これが現実なんですね。

ですから、私たちが生活する中で、食は欠かすことのできない要素であり、それを支える農業は重要な産業だと考えます。令和5年3月に岐阜県全市町村が一丸となって策定された化学肥料や農薬の使用量削減を掲げる岐阜県みどりの食料システム推進計画は、これからの農業を進めていく上で考えていかなければならない重要な施策だと思います。私たちがその意義を忘れ、絵に描いた餅にしてしまつては、計画はまさに計画止まり、まさに計画倒れと

なってしまう。腹を据えて取り組んでいただきたい、このように思っております。

一般質問通告書にも取り上げさせていただきましたが、神戸大学大学院の星教授が言ってみえるように、環境汚染と健康を真剣に考えるときだと極めて重要なメッセージが示されております。実現に向けた行動が不可欠であり、市としても市民に本計画の自覚が持てるようにより積極的に事態の深刻さを訴え、具体的な行動を促していただきたい、このように思っております。

私自身も持続可能な食料システム活動を全面的に支援いたします。星教授は、なぜこのように日本が遅れたかということ、日本では政治献金がある。だから、それによって大幅に規制緩和が遅れたと。欧米諸国とは逆だったと、そういうふうに言っておられます。今後、市としてもしっかり取り組んでいただきたい。

最後に要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。

現在、第2次総合計画後期基本計画において、稼げる農業・雇用を生む農業の実現に向けた取組が行われていることは理解しております。が、持続可能な農業の推進は、この程度では十分とは言えないものであると考えます。食の安全・安心につながる課題の解決にもっと力を入れ、消費者の立場に立った施策を積極的に進めていただくようお願いします。

農産物を安心して食することができる市民を想像し、健康な市民が育つことを想像し、実現するための行政の行動を期待して私の質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

○議長（橋本武夫君） これで、川瀬厚美議員の質問を終わります。

ここで15時35分まで休憩いたします。

(午後3時21分)

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時33分)

◇ 片野治樹君

○議長（橋本武夫君） 2番 片野治樹議員の質問を許可します。

片野治樹議員。

[2番 片野治樹君 質問席へ]

○2番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

要旨、地産地消の取組について、質問相手は市長と教育長でございます。

本市は県内でも有数の農業振興地域です。米、麦、大豆の生産をはじめ、トマト、キュウ

り、ナス、イチゴなど施設園芸、肥育、酪農、養鶏などの畜産業などの生産量も県内有数の生産量を誇ります。クレール平田、月見の里南濃では、市内で生産された安心・安全で豊富な種類の農産物が出荷されており、市内外から多くの方が訪れ、にぎわいを見せています。

しかしながら、生産者の高齢化による後継者不足や、近年の農業資材や燃料などの高騰により農家戸数は減少の傾向にあり、本市経済発展においても大きな影響を及ぼすのではないのでしょうか。

このようなことから、市民の安心・安全な食を担う農家の持続的な経営には、地産地消や6次産業の取組が必要です。生産者と消費者を結びつけ、地場産農産物の消費拡大のほか、地域の活性化、流通コストの削減による環境への配慮、食育の機会としても重要であり、市内の飲食店にも海津市産の安心・安全な農産物の生産情報を共有する仕組みづくりが必要と考えます。

学校給食においては、岐阜県が策定した学校給食地産地消推進事業実施要綱の趣旨に、地元産の農産物をはじめとする県産農産物を積極的に活用した学校給食を通して、少年期からの食農教育を推進し、児童・生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、県農業への理解を深めることで県産農産物の継続的な消費の拡大を図るとあります。学校給食においても、市内で生産された農産物がまだまだ豊富にあると見受けられます。今後、新たな農産物が学校給食に提供できるのではないかと考えます。

また、駒野工業団地に進出の決まった株式会社湖池屋へ、本市で生産された農産物とコラボレーションすることで、新たな特産品としての6次産業への取組やふるさと納税の返礼品などとして提供されることを期待します。

そこでお尋ねします。

1. 本市の農産物の生産量はどのように把握されていますか。また、把握された情報の活用事例があれば、教えてください。

2. 地産地消の取組や新たな6次産業特産品の開発を推進するには、市内の農業生産者と飲食店や企業をマッチングする必要があるのではないかと考えますが、現在どのような取組を考えられていますか。また、海津市産農産物を使用した料理を提供する飲食店への支援などを検討されていれば、教えてください。

3. 本市では、畜産物や野菜などの生産も盛んです。新たな6次産業品として海津市産農産物のみで製造したレトルトカレーなどの生産を検討してはいかがでしょうか。ふるさと納税の返礼品としても期待ができ、災害時に非常食にもなり、本市をPRできる一品になるのではないのでしょうか。

4. 学校給食は、多様な食材を組み合わせ、栄養バランスの取れた食事になるように工夫していただいているかと思います。そこで、本市で生産された農産物がふんだんに入ったオ

ール海津の日を設けて子どもたちに給食提供を検討してはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 片野治樹議員の地元農産物の消費拡大と新たな特産品の開発についての御質問にお答えをいたします。

4点目の地元食材を使用した学校給食につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

本市の第2次総合計画後期基本計画において重点施策に掲げる、稼げる農業・雇用を生む農業を実現するためには、議員仰せのとおり、地産地消を含めた地元農産物の消費拡大と6次産業化を含めた新たな特産品の開発の2つの取組を推進していく必要があると考えております。

まず地元農産物の消費拡大につきまして、今後、地元農産物の消費量のさらなる拡大を図るためには、議員御提案のとおり、市内の生産者と、市内だけでなく市外を含めた事業者をマッチングする取組が必要であると考えております。

生産者支援の一環として、生産者と事業者のマッチングを図ることで、地元農産物の販路拡大、地元農産物を使用した新商品の開発、飲食店等での使用を通じた産地PRなどの効果が期待でき、消費量の拡大につながるものと考えております。

具体的には、有機栽培などの特色ある農産物の販路拡大を目指す生産者から、事業者に提供できる農産物の生産量や出荷時期、販売希望価格などの詳細な情報を市に登録していただき、海津市産の農産物を使用した特徴ある商品の開発を手がけたい商品事業者や、生産者の顔の見える安全・安心な農産物を食材として使用したい飲食事業者などを市がマッチングする仕組みを速やかに構築し、地元農産物の消費拡大に取り組んでまいります。

次に、新たな特産品の開発につきまして、本市では海津市産の農産物を使用した新たな特産品の開発を支援するため、設備投資や商品開発に要する初期費用を支援する補助金を令和4年度に創設し、地元農産物のPRと消費拡大に取り組む事業者を支援しております。南濃みかんを使用したジンは、この取組の成果の一つであり、現在、ふるさと納税返礼品への登録手続を進めているところであります。

また、さらに、今年度、同補助金の上限額を100万円に拡充したところであり、さらなる特産品の開発を推進してまいります。

なお、この補助事業は、生産者自身が事業者となった新商品の開発も対象としており、6次産業化の推進にも資する事業となっております。

加えて、このような開発支援の取組によって誕生した新たな商品を広く周知するため、広告宣伝や展示会への出展などに要する費用を支援するステップアップ中小企業支援補助金を今年度創設し、新商品の販路拡大に向けた支援を開始したところであります。これらの取組により特産品の開発から販売までを総合的に支援するとともに、ふるさと納税返礼品として採用し、広くPRしてまいりたいと考えております。

このほか、ふるさと納税返礼品の開発に豊富な知見を有する専門事業者と共同して、今年度、新たな返礼品の開発に取り組んでまいります。

具体的には、海津市産の農産物を使用した加工品の商品化に関する可能性調査を今年度実施してまいります。その結果、開発が見込まれる農産物について生産者に商品化に向けた具体的な提案を行い、商品開発の土台づくりを進めるとともに、生産者のみでは実現が困難な商品について、加工やパッケージングなどの専門業者を紹介するなどの支援を行ってまいります。

この取組により、新たな特産品の開発につなげるとともに、ふるさと納税返礼品の充実を図ってまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 片野治樹議員の4点目の地元食材を使用した学校給食についての御質問にお答えします。

本市では、既に地産地消事業として地元食材を取り入れた給食の提供に取り組んでおります。特に、毎月1日を海津食材の日、19日を食育の日と定め、その日の給食には季節に応じた地元食材を多く取り入れております。

加えて、その日の給食で使用している地元産の食材を紹介する校内放送のほか、食材が生産されている圃場の様子や生産者の努力、喜びなどを栄養教諭から子どもたちに語り伝える取組により、子どもたちの食や地元の食文化に対する理解の促進と生産者への感謝の心の醸成につなげております。

議員仰せの本市の農産物をふんだんに使った給食を提供するオール海津の日につきましては、食材仕入価格や安定した調達方法、児童・生徒の栄養価などを考慮すると、海津市産の食材だけで一日の給食を提供することは現状では困難と言わざるを得ません。

しかしながら、安心して安全な学校給食の提供と地産地消の推進は子どもの食育や農業振興を図る上で大変重要でありますので、今後、JAや生産者団体と食材の供給について協議を行うとともに、給食の献立や調理方法を工夫するなど、地元産の食材の使用量を今以上に増やす取組を推進してまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

マッチングにつきましても、生産者と事業所を結びつけるマッチングの支援、前向きな御答弁をいただいたと思います。また、補助金も拡充していただけるということで、今後、新たな特産品につながる仕組みだと思えます。

現在、全国各地で農商工等連携促進法を活用して、先ほどのジンのような取組だと思えますが、創意工夫を発揮した多様な取組が行われています。農商工連携とは、地域で長い歴史の中で培った貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発、提供、販路の拡大などに取り組むものです。本市独自の特産品開発のための補助金の活用事例を先ほど御答弁いただきました。農商工等連携促進法は、農林漁業者と中小企業者の方々が共同で事業計画を作成し認定を受けると、国から様々な支援措置を受けることができます。全国での活用事例が農林水産省のホームページに掲載がありました。

事例としましては、和歌山県紀北川上農業協同組合と食品製造業者が連携して、規格外の完熟柿を加工して飲料やゼリーを開発されたり、大分県の梅生産農家と食品製造業者が連携し、特産梅を活用した高級梅ジュースの開発などが先進事例として掲載されております。農業者も、食品製造業者も、両方の売上増加が見込まれると記載してありました。

本市においても、農業者と事業者がつながる仕組みづくりには、まず農業者の担当課である農林振興課と事業者の担当課である商工振興・企業誘致課の情報共有などの連携が必要になると思いますが、現在ほどのような連携をしておみえでしょうか。また、今後どのようにマッチングをしていく計画であるかなど、現在お答えできる範囲で結構ですので、答弁、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えを申し上げます。

先ほどの市長の答弁にございましたとおり、地元農産物の消費拡大を図るためには、市内の生産者と市内外の事業者をマッチングする取組が必要であると考えております。

今後のマッチング支援につきましては、生産者からは、事業者に提供できる農産物の生産量や出荷時期、販売希望価格などの情報をまず農林振興課のほうに取りまとめをいたしまして、海津市農産物を利用したい事業者のほうからは希望する農産物の量や仕入価格などを今度は商工振興・企業誘致課が取りまとめいたしまして、その登録情報に基づきまして農商工

担当課が連携して双方のニーズのマッチングをサポートしてまいりたいという考えでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

情報が、生産者の状況と事業者のそういうニーズですね、把握できることによって、新たなそういうマッチングができると思います。私も地元、市内で食品加工業者を営んでみえる方にお話をお聞きしました。その方は、今ですと月に白菜が大体100箱から200箱、そういうのを年間通じていろんな食品を加工してみえると言われました。その方は、できたら海津市産を使いたいんだけど、そういう情報がどこで提供されているか分からない。なので市場で買ってくるので、産地はいろんなところになると言ってみえました。地域に根づいた、そういう業者さんですので、できるだけ顔の見える、そういう安心した生産者とつながる仕組みがあるといいなあというお話をされましたので、御検討をよろしく願いいたします。

先ほどの農商工等連携促進法とともに、2017年5月19日に全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、全国森林組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所の5団体連携を締結されました。全国各地でも、現場レベルでこのような組合や団体の連携事例が報告されております。

本市においても、行政担当課間の連携や事業者同士の連携も必要とは思いますが、一番近い生産現場で生の声を聞いている組合や団体が連携することが、より持続的な経済発展につながると考えます。事業者ですと商工会、農業者ですとJAとの連携がマッチングや新商品の開発への一番の近道ではないかと考えます。行政、商工会、JAががっちりタッグを組む3者間協定などの取組を行ってはいかがかと思うんですがどうでしょうか、お願いします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答え申し上げます。

議員仰せのとおり、新商品の開発等を行っていく上では、それぞれの団体等の連携が必要になってくると考えられますので、先ほどからお話が出ておりますJAですとか商工会との協議の場づくりなど、先進事例を参考に私どもも研究してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

この質問に当たって、私も商工会の会員であり、農協の組合員でもあるんですが、双方にお話を聞かせていただきました、こういうつながる仕組みというのはどうかなというところ

で。そしたら、皆さん面白いねと。つながるといろんなことができるんじゃないかなという前向きなお返事をいただきましたので、ぜひ今後、本市の経済発展のためにもですが、そういった連携、また御協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

商工会と農業者というのは、どちらも根づいた組織であります。本市の経済の活性化、本市を元気に盛り上げたいという思いは同じだと思いますので、今後、新商品の開発が進み、ふるさと納税など新たな返礼品が開発され、ふるさと納税額が増加することを期待申し上げます。

また、例ですが、福島県会津若松市、徳島県藍住町などの地産地消に取り組む自治体では、自治体のホームページに地産地消に取り組む飲食店などの協力店を掲載されています。青森県むつ市では協力店に認定証が交付され、市で作製したPRグッズの使用ができる取組をしておみえです。

地域内で販売することによって生産者と消費者双方の顔が見え、話ができる関係がつけられます。コミュニケーションが活性化されることで、生産者にとっては消費者のニーズをその場で聞いて生産や販売に生かすことができます。直売所やマルシェで消費者と交流しながら販売し、情報を伝えることで、消費者の食への理解を深め、食育にも寄与できると考えます。

学校給食の質問に移らせていただきます。

岐阜県産の農産物を使用すると、県農協中央会、市から学校給食会に補助金が支払われています。恵那市さんの例ですが、恵那市では市独自の事業としまして、農産物を提供いただける方へ補助金制度を設立されています。学校給食やデイサービスセンターなどの市内公共施設へ自慢の農産物を提供いただける農家や直売所を募集しておみえです。

本市も、このように公共施設等で海津市産の農産物の使用を促すような仕組みの御検討はいただけないでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

海津市産農産物の使用を促すため、まずは先ほど答弁いたしましたとおり、生産者と事業者をマッチングさせる仕組みを構築していきたいと考えております。また、地産地消を推進するに当たりましては、地元の農産物を食べる機会の創出は重要であると考えております。

議員仰せの学校給食などへの海津市産の農産物の利用につきましては、供給量や価格などの課題があると認識しておりますので、他市の動向を注視してまいりながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

ぜひ、非常にいい取組だなと思われましたので、また御検討をよろしくお願いいたします。

本市でも、答弁の中で既に地産地消事業としまして地元食材を取り入れた給食を提供いただいているとの御答弁でございましたが、現在、学校給食においてどのような海津市産の農産物を使用しておみえですか、お答えをお願いします。

○議長（橋本武夫君） 後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

令和5年度の実績になりますけれども、11品目を使用しております。主なものとして、お米をはじめ、トマト、キュウリ、ナバナ、甘長ピーマン、生シイタケ、南濃みかんといったものを使用しております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

海津市産ですか、11品目御使用いただいておりますということで、ありがとうございます。

例えばですけれども、クレール平田は地域食材供給施設としまして、1年間を通していろんな多くの安心・安全な農産物が出荷されています。白菜、キャベツ、大根、ネギ、グリーンアスパラ、ハウレンソウ、ピーマン、スイカ、ナスなど、季節ごとに旬の野菜が多く出荷されています。

現在、市内で生産された食材として、学校給食に提供されていない農産物も多く生産、出荷されております。食材の仕入価格や栄養価などの検討課題もございますが、このような生産状況を学校給食に共有いただきまして、年に数回でも結構です。本市の農家が大切に育てられた安心・安全で旬な農産物をふんだんに使用した給食が提供できるんじゃないかなあと考えました。本市で生産されたいろんな農産物を提供することによりまして、学校では海津市でこんな野菜も採れるんだ、海津市で生産された野菜はおいしいな、学校の畑でも栽培したいなあなどと子どもたちの給食の時間がさらに楽しい時間につながり、また担い手不足に悩む農業への関心にもつながるのではないかと考えます。

現在は、このような農産物の生産状況の給食センターとの情報共有は困難であると考えますが、今後、マッチングの仕組みが構築されると、さらに生産状況が把握されます。その情報を学校給食センターとの情報共有はどのようにされる予定か、お答えをお願いします。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答え申し上げます。

生産者の登録情報につきましては、先ほど登録につきまして農林振興課でということですが、生産量や価格などにつきまして、食材として活用が可能かどうか

判断要素の一つとして教育委員会へ情報提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございました。

本当に新鮮なお野菜というのはおいしいんですね。朝採りのトウモロコシであったり、ふだん味わえることができないものも多いと思います。地場産の使用割合は多分3割ぐらいだと思んですけど、割合を増やしてくださいという提案ではございません。品目を増やしていただいて、いろいろなものが海津市で栽培されているなどというのを子どもたちにも知っていただけたらいいかなという御提案です。よろしくお願いたします。

お隣の輪之内町のお話を少しさせていただきます。輪之内町では、軽トラック市の会員さんやNPO法人ピープルズコミュニティが町内の一部の給食を提供している施設と農産物の出荷情報を共有され、情報を基に積極的に給食に使用されているとお聞きしました。

農林水産省の統計資料によりますと、令和4年度における国内の食料自給率はカロリーベースで38%です。今後、少子化や担い手不足から減少がまた予測されております。農林水産省は今後、食料自給率を令和12年度までに45%に上げる目標を設定しておみえです。

本市の食料自給率におきましては、千葉大学とNPO法人環境エネルギー政策研究所が進めてみえる日本国内の市町村別の再生可能エネルギーの供給実態などを把握する「永続地帯」という研究の報告によりますと、最新の3年間のデータですと、2019年が151.5%、2020年が140.7%、2021年は144.9%と、県内で3年間ずっと1位の数値を誇っております。2位の市町村とも47ポイントの差があり、県内では群を抜いた食料自給率を誇っております。

市内で生産された農産物全量の把握はなかなか難しいとは思いますが。生産者の皆様も自助努力により販路を研究、確保され、直接市場出荷される方、大型スーパーへ委託販売される方、また近年はネット販売される方も増えているとお聞きします。今後も、この高水準を維持するには、生産者の担い手の確保はもとより、消費者と顔の見える関係の構築が必要と考えます。

先ほどから何度も申し上げておりますが、本市は県内でも有数の農業振興地域です。このような資源を減少させることのないよう、生産、流通、販売、加工など、生産から消費者の手に届くまでのスキームを市だけでも民間だけでもなく、官民連携として考えていくことが必要だと考えます。

お隣の桑名市では、桑名市地産地消推進協議会を設置しておみえです。生産から消費までの様々な立場の機関・団体などが互いに連携することによって、地域で生産された農林水産物を地域内で消費する地産地消の取組、学校給食における地場産物の使用割合等における取

組の促進、農林水産物の安定的な供給の確保及び食育の推進を各部局の連携の下に展開しておみえです。協議会の委員は市長が委嘱され、委員の構成としましては、市の各担当部局職員さん、生産者団体、消費者団体、J A、学識経験者、学校給食協会、漁業組合、市場関係者など、食に関するあらゆる分野の関係者が委員となっております。

本市におきましても、このような食に関わる職にお見えの方々が地産地消について情報共有できる組織が必要と考えますが、今後、このような組織の設置の検討をしてみたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり地産地消の促進につきましては、関係機関の横の連携が必要であるとの認識をいたしております。そのため、先ほど答弁しましたとおり、まずは行政、J A、商工会による協議の場づくりなど、先進事例を参考にしながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 片野治樹議員。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

まずは商工会とJ Aですか、一つ一つ皆さんが手を組んで、最後にはオール海津の取組となることを期待しております。よろしく願いいたします。

今回、地産地消について質問させていただきました。私が所属しております農協青年部では、毎年、J Aにしみの青年部ポリシーブックを作成しております。こういったものなんです、ポリシーブックの作成の目的は、青年部一人ひとりが営農や地域活動を行っていく上で、抱えている課題や疑問について部員同士で話し合い、課題解決に向け自分たちの行動目標を明記しております。

一つ一つの課題解決に向けてポリシーブックの作成をし、毎年、部員間で意見交換が行われます。その場で、どうしたら市民の皆様には私たち生産者の愛の籠もった安心・安全な農産物を広く知っていただけるのかなあという話題になりました。市内で生産している作物の洗い出しから始まりまして、営農法人では各法人が米、麦、大豆以外にも高収益作物としてジャガイモ、ニンジン、タマネギ、キャベツなどを栽培しています。海津には岐阜県で有数の飛騨牛の肥育農家もあります。そんな話から、カレー、作れるんじゃないかなあという話になりました。給食も、海津市産の農産物を今以上にふんだんに使った海津市の安心・安全な食材をもっと提供したいなというお話にもなりました。

でも、こういうカレーを作るにしても、私たち農業者には、そういう加工する技術も施設もないなあというお話になりまして、でもカレーを作れたらいいな、海津市産のレトルトカ

レーを作って、特産品になって、防災食になって、ふるさと納税の返礼品とかにも使用してもらえんかなあという話をみんなでしていました。そんな生産者の思いをマッチングという質問でさせていただきました。

今後も、県内有数の農業振興地域である海津市の農産物により、地域経済の活性化と促進につながる仕組みの構築をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本武夫君） これで、片野治樹君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は、6月17日午前9時から再開いたします。御苦労さまでした。

(午後4時07分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年9月11日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 松 岡 唯 史

署 名 議 員 藤 田 敏 彦